

防災環境産業委員会資料

令和 7 年度 県民生活環境部の概要

令和 7 年 4 月 2 5 日

県 民 生 活 環 境 部

目 次

1	令和7年度の基本方針	1
2	令和7年度の主要施策体系	3
3	令和7年度の当初予算課別内訳	4
4	県民生活環境部の組織	
(1)	組 織	5
(2)	職 員	5
5	各課の概況	
	生 活 文 化 課	6
	多様性社会推進課	1 2
	環 境 政 策 課	1 6
	環 境 対 策 課	2 1
	廃 棄 物 規 制 課	2 8
	資 源 循 環 推 進 課	3 1
	○参考資料	
(1)	各課計画の概要	3 4
(2)	付属機関一覧	4 6
(3)	関係団体一覧	4 7

1 令和7年度の基本方針

ゆとりある豊かな暮らしの実現を目標とし、生活関連施策、文化関連施策、環境関連施策の3つを柱として、県民や市町村、企業、NPOなどと連携・協力しながら各種施策を推進する。

(1) 生活関連施策

【消費生活の安全確保】

- ・市町村相談体制の充実・強化を図るとともに、専門家と連携した相談対応を実施するなど、相談体制の整備を推進する。
- ・消費者教育の充実を図るとともに、悪質事業者に対する監視・指導等を徹底する。

【安全なまちづくりの推進】

- ・関係機関等と連携して県民運動を展開し、交通規範意識の向上を図るとともに、交通事故死者の約6割を占める高齢者の交通事故防止対策等を推進する。
- ・「茨城県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援を推進する。
- ・運送事業者等と連携した監視強化事業を行い、地域の防犯力強化を推進する。

【多様性社会の推進】

- ・「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを推進する。
- ・ダイバーシティ推進センターを拠点として、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、いわゆる「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組を推進する。

【多文化共生・県民協働の推進】

- ・県内に居住する外国人の増加が今後も見込まれる中で、母語による相談・支援体制を強化するなど、外国人が安心して暮らすことができる環境を整備する。
- ・市町村と連携し、旅券事務の適正な執行に努める。
- ・県内各地の様々な団体等との連携を図りながら県民運動を推進し、NPOや企業行政等、多様な主体の協働による共助社会づくりを推進する。

(2) 文化関連施策

【文化振興施策の推進】

- ・文化芸術を鑑賞し、親しむ機会を充実させるとともに、県民等の作品を発表する機会を提供するほか、将来本県の文化の担い手となる子供たちの育成を図るとともに、県内各地域の伝統文化の継承等の取組を支援する。
- ・茨城県立県民文化センター（通称名：「ザ・ヒロサワ・シティ会館」）の利活用の促進に指定管理者とともに取り組むほか、施設の長寿命化等に必要な修繕・改修を計画的に進める。
- ・県内有数の集客施設であるアクアワールド茨城県大洗水族館において、サメをはじめとする生物展示の魅力向上や異業種とのコラボレーション等の誘客施策に継続的に取り組み、国内外からの来館者の増加を図るほか、施設の長寿命化に必要な修繕等を計画的に進める。

(3) 環境関連施策

【地球温暖化対策等の推進】

- ・環境に配慮した持続発展可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりの環境保全への理解を深めるため、学校や地域における環境学習活動を推進する。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた温室効果ガス排出量削減の取組を進めるとともに、相互に連携・協働し、地球温暖化対策を推進する。

【自然環境の保全・活用等】

- ・本県の豊かな自然を守るため、国定公園や県立自然公園における自然の保護と利用者のための施設整備を推進するとともに、自然環境保全地域等の適正な管理を進めていく。また、生物多様性について、県民への普及啓発及び調査を実施する。
- ・野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区等の指定や、イノシシ等の個体数管理の取組を進めるとともに、生態系等へ影響を及ぼすナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物への対策を講じる。

【循環型社会づくりの推進】

- ・持続的な循環型社会の形成に向け、「茨城県第5次廃棄物処理計画」に基づく県民等による食品ロス削減や「いばらきフードロス削減プロジェクト」による事業系フードロス削減に向けた取組のほか、使用済プラスチックの再生利用等の3Rの取組を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理対策や不法投棄対策を推進する。
- ・「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、屋外における再生資源物の適正保管を推進する。
- ・循環型社会形成に不可欠な産業廃棄物最終処分場の安定的な確保のため、日立市諏訪町において、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を進める。

【霞ヶ浦などの湖沼環境の保全】

- ・霞ヶ浦などの湖沼の水質浄化対策については、水質保全計画等に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進や適正な維持管理の推進、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、アオコ対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、各種対策を推進する。

【身近な地域環境の保全】

- ・県民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、事業活動に伴い排出される汚染物質等を規制し、環境の常時監視を行うことにより、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染などを防止する。

2 令和7年度の主要施策体系

		予算額：千円	担当課
1 生活関連施策	(消費生活の安全確保)		
	消費生活行政強化対策費	53,124	(生活文化課)
	消費生活センター運営費	65,663	(")
	消費者行政推進費	8,389	(")
	(安全なまちづくりの推進)		
	交通安全対策事業	11,131	(生活文化課)
	犯罪・性暴力被害者支援事業	13,629	(")
	防犯対策事業	1,647	(")
	(多様性社会の推進)		(多様性社会 推進課)
	男女共同参画の総合的推進	1,338	(")
	ダイバーシティ推進センター事業	26,958	(")
	※福祉部からの組替予算1,543千円を含む ダイバーシティ推進・啓発事業	25,000	(")
	(多文化共生・県民協働の推進)		(多様性社会 推進課)
	国際化・多文化共生社会推進事業	27,654	(")
	地域日本語教育の体制づくり事業	9,857	(")
	国際交流協会運営費補助	56,864	(")
	旅券事務費	148,800	(")
	茨城助け合い運動推進事業	48,397	(")
	県民活動推進事業	13,144	(")
	交流サルーンいばらき管理運営委託事業	6,648	(")
2 文化関連施策	(文化振興施策の推進)		
	茨城県芸術祭開催事業	21,000	(生活文化課)
	文化の担い手育成事業	2,000	(")
	いばらき文化芸術創造・発信事業	62,982	(")
	伝統文化総合支援事業	8,000	(")
	県民文化センターの施設管理	180,415	(")
	県民文化センター施設整備事業	125,791	(")
	アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業	321,449	(")
	アクアワールド茨城県大洗水族館電気料等対策事業	39,981	(")
3 環境関連施策	(地球温暖化対策等の推進)		
	環境学習支援事業	7,741	(環境政策課)
	いばらきエコスタイル推進事業	5,001	(")
	事業所向け省エネ対策推進事業	30,780	(")
	再生可能エネルギー普及推進事業	19,382	(")
	自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	44,800	(")
	電気自動車等充電設備整備事業	6,651	(")
	いばらきエネルギーシフト促進事業利子補給	18,328	(")
	(自然環境の保全・活用等)		
	自然公園施設管理整備事業	20,331	(環境政策課)
	生物多様性保全推進事業	39,190	(")
	ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業	25,200	(")
	鳥獣保護対策事業	78,027	(")
	狩猟対策事業	26,481	(")

	予算額：千円	担当課
— (循環型社会づくりの推進)		
循環型社会形成	6,682	(資源循環推進課)
一般廃棄物対策	11,476	(")
産業廃棄物対策	117,959	(廃棄物規制課)
再生資源物対策	11,620	(")
不法投棄対策	163,100	(")
産業廃棄物処理施設確保対策	9,201,690	(資源循環推進課)
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	15,510	(環境政策課)
— (霞ヶ浦などの湖沼環境の保全)		
霞ヶ浦水質保全計画推進事業	5,611	(環境対策課)
浄化槽普及推進事業	266,613	(")
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	366,171	(")
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	118,903	(")
アオコ対策事業	5,870	(")
霞ヶ浦環境体験学習推進事業	29,214	(")
涸沼水質保全対策事業	1,561	(")
牛久沼水質保全対策事業	500	(")
水環境調査研究事業	29,974	(")
環境学習等推進事業	27,262	(")
— (身近な地域環境の保全)		
大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業	88,239	(環境対策課)
大気測定機器整備事業	28,220	(")
水質汚濁監視観測事業	76,212	(")
公害防止対策推進事業	30,826	(")
騒音・振動対策事業	48,053	(")
化学物質管理対策事業	17,391	(")
土壌汚染防止対策事業	932	(資源循環推進課)

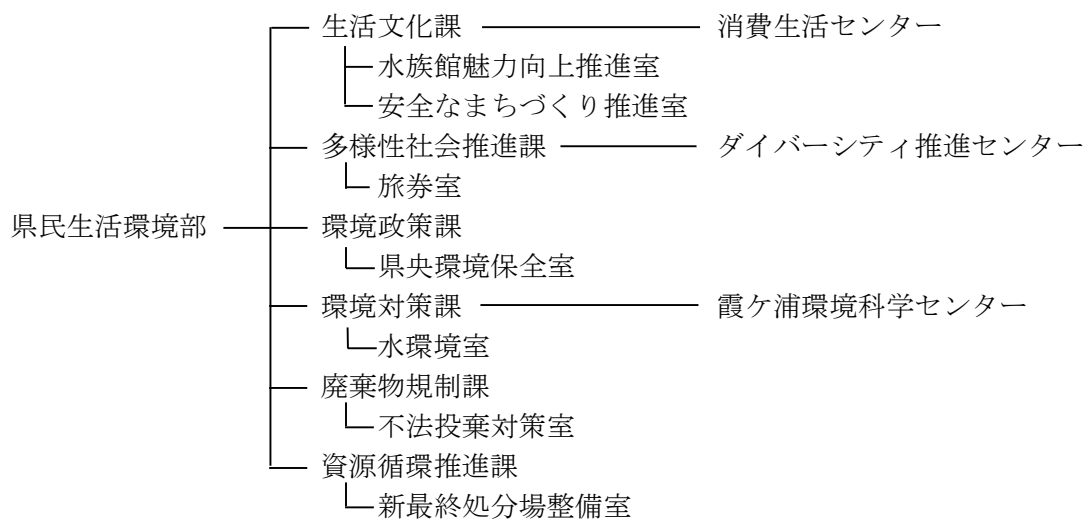
3 令和7年度の当初予算課別内訳

(単位：千円)

課 名	予 算 額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
生 活 文 化 課	1,261,308	519,618	741,690
多様性社会推進課	555,112	194,146	360,966
環 境 政 策 課	771,629	268,859	502,770
環 境 対 策 課	1,615,797	690,631	925,166
廃 棄 物 規 制 課	433,993	143,226	290,767
資源循環推進課	9,333,295	7,647,471	1,685,824
県民生活環境部計	13,971,134	9,463,951	4,507,183

4 県民生活環境部の組織

(1) 組 織



(2) 職 員

令和7年4月1日現在

区 分		職 員			備 考
		事 務 職	技 術 職	計	
本 庁	生 活 文 化 課	29	3	32	部長、次長、霞ヶ浦浄化対策監兼廃棄物規制対策監、企画室長、併任警察官2名を含む
	多様性社会推進課	17	—	17	駐在職員2名を含む
	環 境 政 策 課	20	6	26	
	環 境 対 策 課	10	13	23	
	廃 棄 物 規 制 課	21	4	25	
	資 源 循 環 推 進 課	13	1	14	
	計	110	27	137	
出 先 機 関	消 費 生 活 セ ン タ ー	4	—	4	
	ダイバーシティ推進センター	8	—	8	
	霞ヶ浦環境科学センター	10	10	20	
	計	22	10	32	
合 計		132	37	169	

※団体等への派遣職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員を除く。

生活文化課

【執行方針】

近年の県民を取り巻く生活環境は、犯罪や交通死亡事故、また、消費者問題が依然として多発している現状にある中、県民誰もが「生まれて、住んでよかった」と思えるような、活力ある明るく住みやすい県にしていくために、生活者の視点に立ったきめ細やかな施策を展開していくことが課題となっている。

1 消費生活の安全確保

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、高度情報化の進展等に伴い多様化・複雑化する消費生活相談への対応として、市町村の相談体制の強化や相談員への支援の充実を図るとともに、弁護士や建築士等の専門家と連携した相談対応を行う。

また、相談対応に併せて、消費者被害の未然防止に向けた消費者教育・啓発や事業者指導を実施することにより、県民の消費生活の安全を確保する。

2 安全なまちづくりの推進

交通事故のない社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、各種啓発事業や参加・体験・実践型の交通安全教育事業、交通事故被害者等への支援など総合的な交通安全施策を推進する。

また、「茨城県犯罪被害者等支援条例」及び「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づき、令和5年3月に策定した「茨城県犯罪被害者等支援計画」について、犯罪被害者等支援施策の進行管理により、各支援施策の実施状況の点検及び有識者による施策の検証を行う。

さらに、犯罪率が全国上位である住宅侵入窃盗と自動車盗の発生抑制に向け、運送事業者等との連携による監視強化事業を行い、地域の防犯力強化を推進する。

3 文化振興施策の推進

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、茨城県芸術祭の開催や将来の文化の担い手の育成を図る。

また、茨城県立県民文化センター（通称名：「ザ・ヒロサワ・シティ会館」）の利用促進やアクアワールド茨城県大洗水族館への誘客促進を図るなど、県民一人ひとりが文化に親しむ機会や参加・創造する機会を提供する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 消費生活の安全確保	市町村相談体制整備の支援や、専門家と連携した相談支援、消費者被害防止に向けた啓発等を実施する。	127, 126
(1) 消費生活行政強化対策費	県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るための支援を行う。また、エンカル消費の推進を図る。 ア 市町村に対する助成 国の交付金を活用し、市町村相談体制の充実・強化のための取組に対して助成する。 ・対象経費：相談員の人件費、啓発用パンフレット作成、研修参加費など イ 消費者教育講師の派遣 消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図るため、学校や高齢者団体等に消費者教育講師を派遣する（年 100 回程度）。 ウ 消費生活相談員養成講座の開催 相談員の育成・確保に向けた養成講座を開催する（計 10 日間程度・定員 50 名） エ 教員向け消費者教育講座の開催 成年年齢引下げにより懸念される若者の被害防止のため、高校等の教員を主な対象とする講座を年 1 回開催する。 オ 地域における消費者被害防止活動の促進 民生委員や介護職員等、見守る方向けの研修を 2 回程度開催し、地域における見守り活動を促進する。 カ エンカル消費の推進 人や社会・環境に配慮した消費行動であるエンカル消費の理解を深めるため、ホームページの運営やクイズキャンペーン、啓発資材の配布等を実施する。	53, 124
(2) 消費生活センター運営費	ア 消費生活相談や市町村支援の実施 県消費生活センターに消費生活相談員（12 名）を配置し、県民からの相談に対応するとともに、市町村相談員への助言や研修等を通じて市町村相談体制の支援を行う。 イ 専門的な相談への対応 (ア) 弁護士・一級建築士などによる専門相談の実施 相談員及び相談者が各分野の専門家から助言を受けられる体制を整備する。 ・法律相談：月 2 回 ・建築相談：月 1 回 (イ) 弁護士による随時法律相談の実施 相談員が弁護士に随時相談し、法的助言を受けられる体制を整備する。 ウ 啓発活動 消費者被害の未然防止を図るため、若者や高齢者等を対象とした啓発や消費生活センターの周知等を行う。また、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、製品事故や消費者被害情報等を発信する。	65, 663

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 消費者行政推進費	ア 事業者指導の実施 事業者指導専門員（2名）を配置し、特定商取引法や景品表示法等に基づき、法令等に違反する行為を行う事業者に対し、行政指導や行政処分を行う。 イ 消費生活審議会の運営（3回程度） 県の消費者行政に関する事項について審議する。 ウ 生協検査の実施 県内に主たる事務所を置く生活協同組合への立入検査を実施する。	8,389
2 安全なまちづくりの推進		26,407
(1) 交通安全対策事業	ア 交通安全計画の進行管理 交通安全対策会議を主催し、交通安全実施計画を策定、施策を実行するとともに、PDCAサイクルの徹底を図る。 (ア)令和7年5月：令和6年度実績報告及び課題検討 (イ)令和7年11月：令和7年度上半期の実績報告 (ウ)令和8年3月：令和8年度計画（案）審議・承認 イ 若年層向け交通事故防止対策 若年層に向けた交通規範意識の向上を図るため、次の事業を実施する。 (ア)高校生交通安全啓発動画コンテストの実施 高校生を対象に、交通安全をテーマにした動画コンテストを開催し、優秀作品による啓発を実施 ・ながら運転の禁止 ・自転車ヘルメット着用 ・反射材の利用促進 (イ)自転車の安全利用と自転車損害賠償責任保険の加入促進 ・小、中学校等における交通安全教室の開催 ・教育庁と連携した自転車通学者の保険加入促進 加入率調査、学校へのヒアリング (ウ)小学校入学を迎える家庭向け交通安全指導リーフレットの作成・配布 ・配布部数：27,000部 ウ 高齢者向け交通事故防止対策 高齢者の交通事故防止を図るため、次の事業を実施する。 (ア)反射材の着用促進 反射材着用の交通事故防止効果に関する情報を、高齢者へ周知し、反射材の着用を促進する。 ・広報用チラシ：10,000部 (イ)交通安全教室の開催 県警及び交通安全協会等と連携し、運転サポート装置の体験ができる交通安全教室を開催 ・開催回数：年間15回以上	11,131

事業名		事業の概要									予算額(千円)	
		(ウ)運転免許を自主返納した高齢者に対する支援 運転免許返納検討のきっかけづくりとして、運転免許を自主的に返納した高齢者を対象に、協賛事業者から特典サービスを提供する。 ・事業者に対する協賛、登録の働きかけ ・協賛事業者一覧を掲載したガイドブックの作成・配布										
(参考) 【交通事故発生件数等の推移】												
年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年		
人身交通事故発生件数	11,613	10,455	9,679	8,682	7,447	6,049	5,929	6,271	6,489	6,006		
死者数	140	150	143	122	107	84	80	91	93	94		
全国順位(ワースト)	11 位	8 位	9 位	10 位	9 位	11 位	11 位	9 位	10 位	9 位		
うち高齢者	69	73	80	65	65	52	46	50	47	54		
構成率	49.3%	48.7%	55.9%	53.3%	60.7%	61.9%	57.5%	54.9%	50.5%	57.4%		
全国順位(ワースト)	10 位	9 位	4 位	10 位	7 位	10 位	10 位	9 位	9 位	7 位		
※1 死者数順位は多い順												
※2 高齢者死者数構成率は、全死者に占める割合												
(2) 犯罪・性暴力被害者支援事業		ア 犯罪被害者等支援施策の進行管理 令和5年3月に策定した「茨城県犯罪被害者等支援計画」の施策の進行管理を行うため、「茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会」の運営を行う。 (ア)令和7年4月：令和7年度計画（案）審議・承認 (イ)令和7年7月：令和6年度の実績状況報告 (ウ)令和8年1月：令和7年度上半期の実績報告 令和8年度計画（案）意見交換 イ 性暴力被害者の支援 (ア)相談支援体制の充実 性暴力被害者のワンストップ支援に対応するための体制を整備する。 (イ)若年層への広報啓発 被害の潜在化防止のため、相談窓口を記載したカードを作成し、全中高生へ配布する。 配布枚数：159,000 枚									13,629	
(3) 防犯対策事業		住宅侵入窃盗・自動車盗に対する警戒を呼び掛けるマグネットシートを運送事業者等の車両に掲示することにより、当該犯罪の抑止を図る。 配布枚数：600 枚									1,647	

事業名	事業の概要	予算額(千円)						
3 文化振興施策の推進		761,618						
(1) 茨城県芸術祭開催事業	県民の優れた文化芸術活動の成果を広く発表・展示し、あわせて県民に鑑賞の機会を提供するため、茨城県芸術祭を県内各地で開催する。 <table><tr><td>開催種目</td><td>美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学 (7部門26種目)</td></tr><tr><td>期 日</td><td>令和7年10月～令和7年12月</td></tr><tr><td>場 所</td><td>県立県民文化センターほか</td></tr></table>	開催種目	美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学 (7部門26種目)	期 日	令和7年10月～令和7年12月	場 所	県立県民文化センターほか	21,000
開催種目	美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学 (7部門26種目)							
期 日	令和7年10月～令和7年12月							
場 所	県立県民文化センターほか							
(2) 文化の担い手育成事業	本県出身等の新人演奏家の発表の機会を提供するとともに、演奏技術の向上を図るため、新人演奏会を開催する。 <table><tr><td>開催種目</td><td>ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、打楽器、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）</td></tr><tr><td>期 日</td><td>令和7年9月28日</td></tr><tr><td>場 所</td><td>県立県民文化センター</td></tr></table>	開催種目	ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、打楽器、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）	期 日	令和7年9月28日	場 所	県立県民文化センター	2,000
開催種目	ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、打楽器、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）							
期 日	令和7年9月28日							
場 所	県立県民文化センター							
(3) いばらき文化芸術創造・発信事業	県民に本格的な文化芸術に触れる機会を提供するほか、質の高い芸術公演などを開催することにより、文化の担い手の育成や、県民の文化芸術活動を促進する。 ア 移動展覧会の開催 茨城県美術展覧会に属する作家の作品の巡回展を、つくば美術館外2か所で開催する。 イ 文化芸術体験出前講座 学校や公立文化施設等に県ゆかりの芸術家を講師として派遣し、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供する。 ウ 水戸室内管弦楽団メンバーによる器楽セミナーの開催 県内の楽器奏者を対象に、水戸室内管弦楽団メンバーによる「管楽器アンサンブル・レッスン」、「オーケストラ・吹奏楽団向け公開レッスン」を開催する。	62,982						
(4) 伝統文化総合支援事業	県内の伝統文化団体に対して、発表機会の提供や後継者育成に向けた支援を行う。 ア 伝統文化団体と催事主催者とのマッチング 市町村やスポーツチーム、商業施設など、催事主催者に対し、イベントに出演する団体を紹介する。 イ 担い手募集サイトでの広報 県内伝統文化団体の情報を掲載し、活動への新規参加者を募集するための広報を行う。 ウ 茨城県子ども伝統文化フェスティバルの開催 伝統文化の保存継承に取り組む子どもたちが出演するフェスティバルを年2回開催する。	8,000						

(5) 県民文化センター の施設管理	県民文化センターの利活用の促進を行う。 ・ 指定管理者 県民文化センター運営共同事業体 代表団体：（株）コンベンション リンケージ ・ 指定管理期間 令和 6 年度～令和 10 年度	180,415
(6) 県民文化センター 施設整備事業	県民文化センターの機能維持・向上のため必要な施設の改修等を行う。	125,791
(7) アクアワールド茨 城県大洗水族館施 設整備事業	アクアワールド茨城県大洗水族館の機能維持・向上のため必要な改修等を行う。	321,449
(8) アクアワールド茨 城県大洗水族館電 気料等対策事業	アクアワールド茨城県大洗水族館の電気料金等の高騰に伴い発生した増加費用を補助する。	39,981

多様性社会推進課

【執行方針】

急速な人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の急激な変化、県民の価値観やニーズの多様化が進む中、性別や国籍などにかかわらず、誰もが個々の能力を発揮できる社会の実現や、県内に居住する外国人が安心して暮らすことができる社会の実現に取り組む。

さらに、行政だけでは十分に対応できない課題が増大する一方で、県民の自助・共助などへの意識の希薄化が懸念されていることから、多様な主体が連携・協働できる環境づくりを進めるとともに、様々な地域課題の解決に向けた取組を推進する。

1 多様性社会の推進

(1) 男女共同参画の総合的推進

男女共同参画社会の実現に向け、茨城県男女共同参画基本計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、意識啓発を実施するなど、施策の総合的な推進を図る。

(2) ダイバーシティ推進センター事業

男女共同参画やダイバーシティの普及啓発を図るための講演会や出前講座、相談事業等を実施する。

(3) ダイバーシティ推進・啓発事業

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県内企業等におけるD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の取組を促進するとともに、若年層のダイバーシティへの理解促進と県民へのさらなる意識醸成を図る。

2 多文化共生・県民協働の推進

(1) 多文化共生社会づくりの推進

母語による相談・支援体制を強化するとともに、地域における日本語教育体制の充実を図るほか、本県の国際交流実践組織である（公財）茨城県国際交流協会への補助等を通じ、地域の国際化を推進する。

(2) 旅券事務

旅券法に基づき一般旅券の発行に係る審査事務等を行う。

また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。

(3) 県民協働による共助社会づくりの推進

地域における自助・共助による助け合いや、NPO、企業等多様な主体の連携・協働による地域づくりの促進に向けて、県民運動の推進、地域課題解決のために活動するNPOへの支援、NPO等の活動・交流の場の運営など、各種施策を総合的に推進する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 多様性社会の推進		53,296
(1) 男女共同参画の総合的推進	茨城県男女共同参画基本計画に基づき、施策の総合的な推進を図るとともに、茨城県男女共同参画審議会において事業の進行管理を行う。 ア 政策・方針決定過程への女性の参画促進 男女共同参画についての総合的な連絡調整を行うとともに、付属機関等への女性の参画を促進する。 イ 男女共同参画審議会の運営 茨城県男女共同参画推進条例や基本計画に基づく各種施策の取組を推進するとともに、事業の進行管理を行う。 ウ 男女共同参画年次報告書作成 県内の男女共同参画の状況や県が講じた施策等について、年次報告書を作成し公表する。 エ 男女共同参画推進員の育成 県内各地域に男女共同参画推進員を配置し、地域における男女共同参画の推進に向けた情報収集、啓発活動等に取り組む。	1,338
(2) ダイバーシティ推進センター事業	ダイバーシティ推進センターの運営、男女共同参画やダイバーシティの普及啓発を図るための講演会や出前講座、相談事業等を実施する。 ア いばらきダイバーシティ宣言の募集 ダイバーシティ社会の実現に向けて、企業や団体、県民の意識醸成を図ることが重要であることから、県内外の企業、団体等を対象に宣言を募集する。 イ パートナシップ宣誓制度の実施 性的マイノリティである2人が、お互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する。 ウ 相談事業 ・女性のための総合相談（水曜～金曜） ・女性のための法律相談（第2金曜） ・ダイバーシティ相談（第1・第3土曜） ・性的マイノリティに関する専門相談（毎週木曜） エ 市町村連携事業 地域における男女共同参画や多様性理解を推進するため、市町村と共催で講演会等を開催する。 オ 出前講座「ぼらりす教室」 男女共同参画や多様性理解の推進を図るためのプログラムを作成し、小・中・高校生や学生、一般の方向けに出前講座を実施する。	26,958
(3) ダイバーシティ推進・啓発事業	オンライン学習コンテンツなどを活用し、幅広い世代に向けたD&Iの意識啓発に取り組むとともに、専門家によるコンサルティングの実施等により、県内企業のD&Iの取組を促進する。	25,000

※福祉部からの組替
予算 1,543 千円を含む

事業名	事業の概要	予算額(千円)
	ア 県民・企業に向けた普及啓発 経済雑誌を活用し、県民・企業への意識啓発のための情報発信を行うことでさらなる意識醸成を図る。 イ 県内企業等におけるD & I の推進 オンライン学習コンテンツなどを活用し、幅広い世代に向けたD & I の意識啓発に取り組むとともに、専門家によるコンサルティングの実施等により、県内企業のD & I の取組を促進する。	
2 多文化共生・県民協働の推進 (1) 国際化・多文化共生社会推進事業	県内に居住する外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、母語による相談・支援体制のさらなる強化を図る。 ア IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進 外国人コミュニティなどで活躍する方を生活の困りごと相談や情報提供などを担う「IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、母語による相談・支援体制を強化する。 イ 専門家相談会の実施 外国人の抱える法的な問題の解決に向けて、弁護士などの専門家による相談会を実施する。 ウ 災害時外国人支援研修の実施 災害時における外国人支援に向けて、市町村職員等を対象とする研修を実施する。	311,364 27,654
(2) 地域日本語教育の体制づくり事業	地域における日本語教育体制の充実を図るため、関係機関の連携体制の構築や日本語教育に携わる人材の養成等を行う。	9,857
(3) 国際交流協会運営費補助	(公財)茨城県国際交流協会の運営に要する人件費及び事業費について、その一部を補助する。	56,864
(4) 旅券事務費	旅券法に基づき一般旅券の発行に係る審査事務等を行う。 また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。	148,800
(5) 茨城助け合い運動推進事業	ア 企業連携型NPO活動支援事業 NPOと企業が連携して行う地域課題解決に向けた取組を促進するため、企業の寄付を活用し、事業費の一部を助成する。 携して行う地域課題解決に向けた取組を促進する。 イ 市民活動団体基盤強化事業 認証後間もないNPO法人等、主にスタートアップ期の市民活動団体を対象としたセミナー・相談会・交流会等の実施により、団体の基盤強化を図る。 ウ チャレンジいばらき県民運動補助 県民運動の推進組織である「チャレンジいばらき県民運動」に対する支援を行い、各種県民運動の推進を図る。	48,397

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(6) 県民活動推進事業	特定非営利活動促進法（NPO法）に基づきNPO法人の設立認証及び認定等に係る事務を行う。	13,144
(7) 交流サローン いばらき管理運営委託事業	NPO等の活動・交流の場である「交流サローンいばらき」の運営委託により、団体の地域活動を支援する。	6,648

環境政策課

【執行方針】

温暖化の進展等の地球規模の環境問題や、今日の都市・生活型環境問題に適切に対応していくためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していく必要がある。

また、本県が持つ豊かな自然環境の恵みを県民が享受し、より豊かなものとして次の世代に引き継いでいけるよう、野生動植物を保護管理するとともに、生息・生育の場である良好な自然環境を保全し、生物多様性を確保していく必要がある。

このため、次の方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

1 地球温暖化対策等の推進

(1) 環境学習・県民運動の推進等

環境保全活動リーダーの養成や環境アドバイザーの派遣などにより、県民や団体等の環境学習活動を促進するとともに、関係団体と連携し、環境に関する啓発や省資源・省エネルギーの取組などを県民運動として展開する。

(2) 総合的な地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発や事業所向けの省エネ対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進等、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた取組を通じて、相互に連携・協働しながら、地球温暖化対策を推進する。

2 自然環境の保全・活用等

(1) 自然環境の保全・活用

優れた風景地である県立自然公園等における自然を保護するとともに、公園利用者のための施設整備等の推進や、優れた自然環境を有する地域として指定した自然環境保全地域等の適正な管理を行う。

また、「生物多様性センター」を拠点として、生物多様性に関する県民への普及啓発、保全活動への助言、各種調査等を行うとともに、筑波山のブナ林保全等を推進する。

(2) 野生鳥獣の保護管理の推進

鳥獣保護区等の指定などにより、野生鳥獣の生息環境の保護に努める。

また、イノシシ等の野生鳥獣による農作物等への被害を軽減するため、個体数管理や被害防止等の対策を総合的に講じるとともに、捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る。

さらに、キョン、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物による生態系への影響を軽減させるため県民への啓発や駆除対策を推進する。

3 循環型社会づくりの推進

(1) 「いばらきフードロス削減プロジェクト」の推進

食品残渣を飼料等に再資源化する民間事業者の取組への支援や、食品業界と連携した取組などを通じて、民間事業者の実践活動を促進し、引き続き事業系フードロスの更なる削減を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 地球温暖化対策等の推進 (1) 環境学習支援事業	ア エコ・カレッジの開催 地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発や指導を積極的に行うリーダーを養成する講座を開催する。 定員：50名程度 開催時期：令和7年7月～令和8年2月 内容：環境保全に関する講義やフィールドワーク イ 環境アドバイザーの派遣 地域での環境学習活動の促進のため、学校、公民館、自治会等が実施する環境学習会等に環境アドバイザーを派遣する。 ・環境アドバイザー：63人・6団体・企業 ・年間派遣回数：120回程度 ウ 小学生向け環境実践プログラムの普及 小学生向け環境実践プログラムを県内全小学校の高学年を対象として実施する。 また、実施に当たっては環境アドバイザーを派遣し、より効果的な指導を行う。 エ 中学生向け環境学習プログラムの普及 茨城の自然環境や身近な環境問題についての理解を深め、問題解決に積極的に取り組む意識を育むためのプログラムを、中学1～2年生を対象として実施する。	132,683 7,741
(2) いばらきエコスタイル推進事業	ア いばらきエコスタイルの展開 年間を通じた職場や家庭における省エネや節電などの取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開し、事業者、団体、県民等における環境配慮型のライフスタイルの定着を図る。 ・県民が自発的に省エネ行動を選択するよう促す「行動科学に基づく手法」を活用した普及啓発 ・各種情報媒体による情報発信 ・環境保全茨城県民会議や地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動 イ 家庭の省エネルギー対策の推進 ・「いばらきエコチャレンジ」の推進 各家庭が行った省エネの取組成果が見える化 ・家庭の省エネ診断 各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイス	5,001

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 事業所向け省エネルギー対策推進事業	ア 中小規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入、再エネの利活用について、技術的な助言を行う。 イ 中小規模事業所における省エネ設備導入等支援 県の省エネルギー診断を受けた中小規模事業所を対象に省エネ設備導入等に必要となる費用を補助する。 ・補助額上限：1,000 千円未満／件 ・補助率：1／3 以内 ウ 大規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 エネルギー管理の専門家が、県地球環境保全行動条例に基づき、エネルギー使用状況等を指導・助言する。 エ 茨城エコ事業所登録制度の普及 環境に配慮した取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムの登録事業所の拡大を図る。	30,780
(4) 再生可能エネルギー普及推進事業	ア 再生可能エネルギー導入可能性の調査 地域脱炭素化を推進するため、太陽光発電設備の設置可能性を検討するための調査を実施する。 イ 太陽光発電の適正導入の推進 再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を行うことで、施設の適正導入を推進する。	19,382
(5) 自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し定額での補助を実施する。 ・補助額上限 5 万円／基（定額） ・県→市町村→購入者	44,800
(6) 電気自動車等充電設備整備事業	電気自動車やプラグインハイブリッド車など、CO₂排出量の少ない次世代自動車の普及を進めるとともに、県民の利便性の向上を図るため、利用者の多い県有施設に設置した急速充電設備の維持管理を行う。 ・民間事業者への国補助金活用及び設置の働きかけ ・市町村への設置の働きかけ	6,651
(7) いばらきエネルギーシフト促進事業利子補給	「いばらきエネルギーシフト促進事業」を活用して太陽光発電設備等を導入する事業者の負担軽減を図るため、同補助金を活用した事業者に対する利子補給を行う。	18,328

事業名	事業の概要	予算額(千円)
2 自然環境の保全・活用等		189,229
(1) 自然公園施設管理整備事業	自然公園区域内で老朽化した案内看板等を整備する。また、自然公園区域内における施設の現地確認や危険箇所の補修等を行う。	20,331
(2) 生物多様性保全推進事業	ア 生物多様性地域戦略の推進 セミナー開催やデータベースの提供、保全活動への助言等を通じ、生物多様性戦略の普及啓発を図るとともに、希少野生生物の保護のための調査の実施や、特定外来生物の防除策等の検討・助言を行う。 イ 筑波山のブナの保護 「筑波山ブナ林保全指針」に基づき、植生保護のためのロープ柵の設置や、ブナの天然更新を促すためアズマネザサの刈り払い等を実施する。 また、「筑波山ブナ林保全指針」の改定に向け、筑波山ブナ林保護対策委員会を開催するとともに、ブナの開花結実調査、ブナ・イヌブナの分布調査を実施する。 ウ 茨城県版レッドデータブック植物編の改定 専門家からなる検討委員会を設置して、茨城県版レッドデータブック植物編の改定作業を進める。 エ 希少野生生物の保護指導 各種開発事業等に対して、「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき適切な保護対策を指導する。	39,190
(3) ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業	新利根川における特定外来生物ナガエツルノゲイトウの繁茂に伴う被害を防止するため、実施基準に基づく駆除対策を実施する。	25,200
(4) 鳥獣保護対策事業	ア 鳥獣保護区等の管理 鳥獣保護区等の指定等を進めるとともに、鳥獣保護管理員（95名）による巡回・指導等を行う。 イ 傷病鳥獣の救護 傷病野生鳥獣の保護を図るため、傷病鳥獣の治療を（公社）茨城県獣医師会に委託して実施する。 ウ 有害鳥獣捕獲対策 鳥獣による生活環境や農作物等への被害を防止するため、（一社）茨城県猟友会が行う有害鳥獣の捕獲事業に対して助成する。 エ 死亡野鳥等の調査 野鳥のウイルス保有状況調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努める。 オ ラムサール条約登録湿地「涸沼」の賢明な利用 「涸沼」の豊かな自然環境を周知するとともに、動植物の保全に配慮しながら、地域が一体となって賢明な利用を図っていく。	78,027

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(5) 狩猟対策事業	カ 特定鳥獣等の対策 農林業に甚大な被害を及ぼす恐れのあるイノシシやニホンジカの個体数管理や被害防除等の対策を実施するほか、近年の全国的な状況を踏まえ、ツキノワグマ出没時の注意喚起を進める。 また、生態系に影響を与え、外来生物法の規制対象となっているキョンや外来カミキリの防除を行う。 ア 安全・適正な狩猟の推進 狩猟免許試験をはじめとした狩猟免許、狩猟者登録の事務を実施するとともに、狩猟者の指導や取締りなどにより、安全で適正な狩猟を推進する。 イ 狩猟の担い手の育成 狩猟者の確保・育成のため、狩猟の魅力を体感できるセミナーや初心者向けの技術向上の研修等を開催する。	26,481
3 循環型社会づくりの推進		15,510
(1) いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	ア 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者の支援 食品製造工程で発生する残渣を飼料等へリサイクルするための設備等の整備や実証を支援する。 ・補助対象者 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者 ・補助対象経費 リサイクルに必要な設備等の整備や実証の経費 ・補助率 1 / 2 以内 ・補助上限額 5,000 千円 イ フードロス削減の取組の実践拡大 食品業界と連携した取組を推進するとともに、賞味期限間近の食品や規格外農作物の活用を促進する。	

環境対策課

【執行方針】

県内の大気環境や水環境等は改善が進みつつあり、概ね環境基準は達成されているものの、大気中の光化学オキシダントや湖沼のCOD等については、環境基準が未達成となっている。また、事業者から排出される化学物質の削減対策や騒音対策など、取り組まなければならない多くの課題がある。

このため、大気汚染や水質汚濁の状況などについて引き続き把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等の適切かつ円滑な運用を図り、県民の健康の保護と生活環境の保全に努める。

1 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全

(1) 湖沼の水質保全対策の推進

霞ヶ浦については、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、流域全ての生活者・事業者の適切な排水処理の実施を推進するとともに、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、水質浄化に向けた総合的な対策を実施する。

潟沼や牛久沼についても、引き続き総合的な対策を推進するとともに、流域の住民団体等による水質浄化活動等への支援を行う。

(2) 霞ヶ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進

霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水環境や大気環境等の保全に関する調査研究、環境学習、市民活動との連携、情報の提供や交流を促進する。

2 身近な地域環境の保全

(1) 大気保全対策の推進

大気汚染については、その状況を常時監視し、環境基準の達成状況などを把握するとともに、リアルタイムで情報を提供する。また、光化学スモッグやPM2.5の高濃度が予測された場合は、注意報等の緊急発令を行うとともに、ベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質などの実態把握に努める。

(2) 水質保全対策の推進

河川・湖沼などの公共用水域の汚濁及び地下水の汚染については、その状況を常時監視するとともに、工場・事業場に排水の適正処理等の指導を行うなど、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(3) 公害防止対策の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善やフロン類の適正な回収等を促進するとともに、ダイオキシン類などの実態把握や削減に努め、有害な化学物質による環境リスクの低減を図る。

成田国際空港や百里飛行場の航空機騒音、東北新幹線の騒音・振動などの測定を行い、環境基準の達成状況を把握する。

中小企業者が行う環境保全施設の設置等を促進するため、資金の斡旋や利子補給を行う。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)																
1 霞ヶ浦などの湖沼環境保全		851,679																
(1) 湖沼の水質保全対策の推進																		
①霞ヶ浦水質保全計画推進事業	令和3年度に策定した第8期計画を踏まえて、霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施していく。 ・計画期間：令和3年度～令和7年度 ・水質の状況：COD(年間平均値、単位：mg/L) <table><tr><td>年 度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>環境基準 (R7 目標)</td></tr><tr><td>全水域 平均</td><td>7.3</td><td>6.9</td><td>7.3</td><td>7.7</td><td>7.5</td><td>7.8</td><td>3 (6.9)</td></tr></table>	年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準 (R7 目標)	全水域 平均	7.3	6.9	7.3	7.7	7.5	7.8	3 (6.9)	5,611
年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準 (R7 目標)											
全水域 平均	7.3	6.9	7.3	7.7	7.5	7.8	3 (6.9)											
②浄化槽普及推進事業	ア 浄化槽の設置費への補助（県内全域） 下水道・農業集落排水施設区域以外において、設置費用の一部を助成する。 【補助対象浄化槽】※北浦流域：NP型のみ <table><tr><td>種類</td><td>補助対象地域</td></tr><tr><td>N型又は高度N型、NP型</td><td>湖沼流域※</td></tr><tr><td>通常型</td><td>その他の地域</td></tr></table> 【補助先】 ・市町村が行う浄化槽設置者への補助事業に補助 イ 浄化槽啓発指導 ・法定検査未受検者に対する文書指導の実施 ・不適正浄化槽管理者への改善指導の実施	種類	補助対象地域	N型又は高度N型、NP型	湖沼流域※	通常型	その他の地域	266,613										
種類	補助対象地域																	
N型又は高度N型、NP型	湖沼流域※																	
通常型	その他の地域																	
③霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	ア 高度処理型浄化槽の設置費への上乗せ補助（湖沼流域） 高度処理型浄化槽（NP型）について、環境税を活用し、単独処理浄化槽等から転換する場合に、個人負担が通常型より少なくなるよう上乗せ補助（新築の場合、個人負担が通常型と同等になるよう補助） イ 単独処理浄化槽等撤去補助（県内全域） 転換する場合、撤去費用の一部を助成 ウ 宅内配管工事費補助（県内全域） 転換する場合、宅内配管工事費の一部を助成	366,171																
④霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	全ての特定汚染源(点源)排出施設に対して排水の適正処理を義務づけた霞ヶ浦水質保全条例等により、霞ヶ浦・北浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。 ア 霞ヶ浦流域の工場・事業場の指導 法令等に基づき、小規模事業所を含む工場・事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守徹底を図る。 ・流域内特定事業場数：3,655 (令和7年3月末現在、権限移譲市等を除く)	118,903																

事業名	事業の概要	予算額(千円)																
	イ 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導事業等 水質保全相談指導員の設置(17名)による相談・指導・監視体制の整備、条例の普及・啓発 ウ 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業 高度処理型浄化槽の設置、下水道等への接続、工場・事業場等の排水処理施設整備に係る融資・利子補給																	
⑤アオコ対策事業	関係市と連携し、監視パトロールを実施するほか、アオコが発生した際は速やかにアオコ回収等の対策を実施する。	5,870																
⑥霞ヶ浦環境体験学習推進事業	県内の小中学生を対象に、霞ヶ浦での湖上体験学習を実施する。	29,214																
⑦涸沼水質保全対策事業	流域の住民、事業者、団体、行政等で構成する「クリーンアップひぬまネットワーク」が行う、環境フォーラム、清掃活動、自然観察会等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。 ・水質の状況：COD（年平均値、単位 mg/L） <table><tr><td>年 度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>環境基準</td></tr><tr><td>涸 沼</td><td>6.1</td><td>6.2</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.2</td><td>6.4</td><td>5</td></tr></table>	年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準	涸 沼	6.1	6.2	6.7	6.7	6.2	6.4	5	1,561
年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準											
涸 沼	6.1	6.2	6.7	6.7	6.2	6.4	5											
⑧牛久沼水質保全対策事業	流域市等で構成する「牛久沼流域水質浄化対策協議会」が行う、ポスター募集、清掃等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。 ・水質の状況：COD（年平均値、単位 mg/L） <table><tr><td>年 度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>環境基準</td></tr><tr><td>牛久沼</td><td>8.0</td><td>7.2</td><td>8.6</td><td>7.2</td><td>8.6</td><td>9.0</td><td>5</td></tr></table>	年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準	牛久沼	8.0	7.2	8.6	7.2	8.6	9.0	5	500
年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準											
牛久沼	8.0	7.2	8.6	7.2	8.6	9.0	5											
(2) 霞ヶ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進																		
①水環境調査研究事業	霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究を行う。 ・水質変動の解明に関する調査研究 ・アオコの発生に関する調査研究 ・流入河川における汚濁負荷に関する調査	29,974																
②環境学習等推進事業	ア 環境学習の推進 自然観察会や出前講座、研修室・展示室を活用した学習など環境学習を実施するとともに、教員等を対象とした環境学習指導者の育成を図る。 イ 市民活動の支援 水環境を保全するための活動に取り組む市民団体に対し、活動機材の貸出や事業経費の助成による活動支援を行うとともに、ボランティアや市民団体等の交流促進の場を活用することにより、市民活動の連携強化を図る。	27,262																

事業名	事業の概要	予算額(千円)
2 身近な地域環境保全 (1) 大気保全対策の推進 ①大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業	ウ 霞ヶ浦水辺ふれあい事業 水生植物や生物と直接触れ合うことによる環境保全意識の醸成や、清掃活動など市民活動による実践型の浄化啓発事業を実施する。 エ 水質浄化強調月間事業 水質浄化に係る意識啓発のため、水に親しむ機会が多い夏季の期間（海の日から霞ヶ浦の日）を「霞ヶ浦水質浄化強調月間」と定め、水質浄化ポスターコンクールの実施、霞ヶ浦水質浄化強調月間イベント開催などの啓発事業を重点的に実施する。 オ 水質浄化運動の促進 霞ヶ浦の流域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会と連携し意識啓発と水質浄化運動の展開を図る。	305,983
	ア 大気汚染常時監視システム 測定局における二酸化硫黄などの測定データを収集し、中央監視局で監視する。 イ 大気測定機器保守管理 測定局から測定データを収集するテレメータシステムや測定機器の保守管理を行う。 ウ 光化学スモッグ・微小粒子状物質（PM2.5）対策 光化学スモッグによる健康被害を未然に防止するため、県民等へ光化学スモッグに関する情報の提供を行う。 光化学オキシダント高濃度時には、注意報等を発令し県民に周知するとともに、ばい煙発生事業者等に対し、ばい煙の排出量の削減等を要請する。 また、PM2.5濃度が高くなると予想される場合には、注意喚起を行う。 ・ラジオ放送やHP等による情報提供 ・光化学スモッグ等情報メール登録件数：5,138 ・大量ばい煙発生事業者(4万Nm ³ /h以上)：120 ・ばい煙発生事業者(1万Nm ³ /h以上)：138 （令和7年3月末現在） エ 大気汚染物質調査 低濃度であっても長期曝露により健康影響が懸念される化学物質等の実態を把握する。 (ア) 有害大気汚染物質環境調査（ベンゼン等22物質） ・測定地点：7地点（年12回） (イ) PM2.5成分分析調査（質量濃度、イオン成分等） ・測定地点：1地点（年4回） (ウ) フロン大気環境調査（フロン類12物質） ・測定地点：4地点（年4回） (エ) 酸性雨（pH等） ・測定地点：1地点（年12回）	88,239

事業名	事業の概要	予算額(千円)																											
②大気測定機器整備事業	(オ) 光化学オキシダントに関する調査 (VOC 等) - 測定地点：1 地点 (年 2 回) 環境中の大気汚染物質を常時監視するため、35 の測定局の測定機器の計画的な更新を行う。 - 令和 7 年度機器等整備計画：6 機種 17 台 - 測定機器整備状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th><th>一般環境 大気測定局 33 局</th><th>自動車排出 ガス測定局 2 局</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td><td>18</td><td>-</td></tr> <tr> <td>二酸化窒素</td><td>29</td><td>2</td></tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td><td>29</td><td>-</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td><td>29</td><td>2</td></tr> <tr> <td>微小粒子状物質</td><td>17</td><td>1</td></tr> <tr> <td>炭化水素</td><td>15</td><td>-</td></tr> <tr> <td>計</td><td>138</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	測定項目	一般環境 大気測定局 33 局	自動車排出 ガス測定局 2 局	二酸化硫黄	18	-	二酸化窒素	29	2	光化学オキシダント	29	-	一酸化炭素	1	2	浮遊粒子状物質	29	2	微小粒子状物質	17	1	炭化水素	15	-	計	138	7	28, 220
測定項目	一般環境 大気測定局 33 局	自動車排出 ガス測定局 2 局																											
二酸化硫黄	18	-																											
二酸化窒素	29	2																											
光化学オキシダント	29	-																											
一酸化炭素	1	2																											
浮遊粒子状物質	29	2																											
微小粒子状物質	17	1																											
炭化水素	15	-																											
計	138	7																											
(2) 水質保全対策の推進 水質汚濁監視観測事業	ア 公共用水域の監視観測 公共用水域における水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため、水質の監視を行う。 - 調査地点：193 地点 (河川 138、湖沼 25、海域 30) - 調査項目：生活環境項目 BOD等 13項目 健康項目 カドミウム等 27項目 特殊項目 銅等 5項目 その他 TOC等 10項目 - 調査機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市 イ 地下水の監視観測 有害物質に係る地下水質の汚染状況を把握するため、地下水の監視を行うとともに、有害物質が検出された場合は汚染源特定等のため、汚染井戸周辺地区調査や汚染地区の継続的な監視を行う。 - 調査地区：34 市町村 58 地点 - 調査項目：カドミウム等 28 項目 - 調査機関：県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市 ウ 水浴場水質観測調査 安全で快適な水環境の保全と利用に寄与するため、水浴場の水質調査を行う。 - 調査地点：17 海水浴場 - 測定項目：ふん便性大腸菌群数等 6 項目 - 調査時期：開設前 4 月及び 5 月、開設中 7 月 エ ゴルフ場周辺環境調査 農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指導要綱等に基づき、ゴルフ場に立入調査等を	76, 212																											

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 公害防止対策の推進 ①公害防止対策推進事業	実施し、農薬の適正使用について指導を行う。 ア 工場・事業場の指導 (ア) 大気規制指導 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、施設の改善指導等を行う。 ・ばい煙発生施設設置事業場数：1,415 ・揮発性有機化合物排出施設設置事業場数：51 (令和7年3月末現在、権限移譲市等を除く) (イ) 水質規制指導 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水の適正処理等の指導を行う。 ・特定事業場総数：8,163 うち排水規制事業場数：4,265 うち有害物質使用事業場：286 (令和7年3月末現在、権限移譲市等を除く) (ウ) 公害防止組織整備の指導 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。 イ 地盤変動量調査 地盤沈下の状況を把握するため、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下量の調査を行う。 ウ 公害防止協定の運用 鹿島地域や筑波地域等で締結している公害防止協定の適切な運用を図る。 <公害防止協定締結企業数(令和7年3月末現在)> ・鹿島地域：113 ・筑波地域：23 ・(株) J E R A 常陸那珂火力発電所 ・(株) 常陸那珂ジェネレーション エ 化学物質管理促進対策事業 化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、P R T R 制度による事業者の情報収集及び県民への情報提供を行い、事業者の自主的な管理の改善を促進する。	30,826
②騒音・振動対策事業	ア 航空機騒音対策事業 成田国際空港及び百里飛行場周辺の航空機騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 (成田国際空港) ・通年：10 地点、短期(1 週間)：17 地点(年4 回) (百里飛行場) ・通年：2 地点、短期(2 週間)：10 地点(年1 回) イ 新幹線騒音・振動対策	48,053

事業名	事業の概要	予算額(千円)
③化学物質管理対策事業	東北新幹線に係る騒音・振動の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 ・騒音測定地点数：2地点 4測定点 ・振動測定地点数：2地点 4測定点 ウ 自動車騒音常時監視 自動車騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 ア ダイオキシン類対策 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準の遵守徹底を図るとともに、環境基準達成状況を把握するため、環境の監視を行う。 ・測定地点：大気、土壌、水質、底質、地下水 計83地点（年1～2回） ・測定機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市 イ アスベスト対策 大気汚染防止法等に基づき、アスベスト使用建築物等の解体等工事現場への立入検査を実施し、作業基準遵守の徹底を図る。 ウ フロン対策 地球温暖化やオゾン層の破壊を防止するため、フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者等の登録や立入検査・指導を行い、業務用冷凍空調機器等の使用、廃棄及び整備時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。	17,391
④環境保全施設資金融資対策事業	中小企業者に対し、環境保全のための施設の設置や改善等に要する資金について融資のあっ旋及び利子補給を行う。 ア 融資のあっ旋 ・融資限度額：融資対象事業費の80%以内 環境保全施設 2,500万円限度 ・融資利率：1.8～2.0%（保証付き1.3～1.5%） （令和7年4月1日現在） ・融資期間：7年以内（1年以内据置可） イ 利子補給 ・事業者が行う排水処理施設の設置（無利子）等	17,042

廃棄物規制課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和3年3月に策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の適正処理を推進する。

特に、産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、監視・指導体制の強化や発見・通報体制の充実に取り組むとともに、警察や市町村等の関係機関と連携を進め、事案の早期対応・早期解決に努めるほか、本県において令和7年4月から運用開始となる「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」と、令和6年12月に改正した「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（通称：残土条例）」により残土処分の適正化を進める。

また、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を令和6年4月に施行し、金属スクラップなどの再生資源物の屋外における適正保管を推進するとともに、低濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた保管事業者への巡回指導等の有害廃棄物の適正処理対策を講ずるほか、市町との連携の下、市町等が一時保管している指定廃棄物に係る住民理解の促進や処分先の確保等の適切な対応を図るよう国に求めていく。

1 循環型社会づくりの推進

(1) 産業廃棄物対策

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する各種講習会を実施するとともに、廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の構造基準や維持管理基準等の適合状況を確認及び指導等を実施し、廃棄物の適正処理の確保を図る。

また、各県民センター等に配置する指導員による巡回指導等により、低濃度PCB廃棄物の保管状況の把握や期限内処理の指導等、有害廃棄物の適正な処理を推進する。

(2) 一般廃棄物対策

民間の一般廃棄物処理施設の設置や有害使用済機器の保管等を行う事業者を対象として、適正処理等の確保に係る指導等を行う。

(3) 不法投棄対策

不法投棄や野外焼却などの産業廃棄物の不適正処理や、不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視・指導体制の強化、県民総ぐるみの発見・通報体制の構築及び関係機関との連携強化等を進め、ゲリラ投棄の増加や悪質・巧妙化する事案に的確に対応し、「茨城は捨てづらい」と思われるような環境づくりに取り組んでいく。

また、盛土規制法と残土条例により、不適正な残土事案に対して、発生初期段階の情報を廃棄物規制課に集約し、廃棄物規制課が関係機関と調整のうえ、関係機関合同による立入検査を実施するなど、事案の初期段階から、警察や市町村など関係機関と緊密に連携し、厳格に対応していく。

(4) 再生資源物対策

屋外における金属スクラップなど再生資源物の適正保管を推進するため、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、屋外保管事業場への立入検査などにより、災害の防止と生活環境の保全を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 循環型社会づくりの推進		292,679
(1) 産業廃棄物対策		117,959
①産業廃棄物許可・法施行費	事業者からの許可申請に基づき、産業廃棄物処理業、及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査（事前審査を含む。）業務を実施する。なお、産業廃棄物処理業の許可に関しては、事務の一部を外部に委託する。 また、処理施設の設置に係る事前審査手続により、地域と共生が図られた施設整備を推進するほか、県外で発生した産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議を実施する。	33,035
②産業廃棄物処理施設設置等専門委員会	産業廃棄物処理施設の設置許可手続における専門家からの意見聴取を行う。	160
③監視・指導費	産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理業者等を対象とする講習会や、事業所への立入検査を実施する。また、産業廃棄物処理業者の処理実績集計業務を委託する。	6,822
④廃棄物処理施設調査指導費	廃棄物処理施設を対象として、基準の遵守状況を確認するため、排ガスや排水等の分析等を実施する。	1,209
⑤PCB廃棄物適正処理推進事業	PCB廃棄物適正処理指導員を各県民センター等に配置し、低濃度PCB廃棄物の保管等を行う事業者を対象として、保管状況の確認や期限内処分に係る巡回指導等を行う。	40,125
⑥アスベスト適正処理事業	アスベスト適正処理指導員を各県民センター等に配置し、解体工事現場等への巡回指導等を実施し、飛散防止対策などの適正処理に係る指導等を行う。	18,916
⑦自動車リサイクル法施行費	使用済自動車の循環的利用を適切に推進するため、破碎、解体又はフロン回収に係る施設の事前審査や、法令に基づく業の許可及び届出の受理とともに、これら事業者に対する立入検査や電子マニフェストによる適正処理の監視等を実施し、基準に基づく適正処理を確保する。	15,123
⑧試験研究機関廃液処理費	県試験研究機関や県立学校等が排出する有害廃液を適正に処理するため、一括して処理を委託する。	1,511
⑨廃棄物対策等事務処理特例交付金	一部市町村へ権限移譲している廃棄物処理法等の事務に係る経費相当額を移譲先市町村に交付する。	1,058

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(2) 再生資源物対策		11,620
①再生資源物等適正保管推進費	再生資源物屋外保管事業者を対象として、設置等に係る審査業務を行うとともに、立入検査を実施し、保管基準に基づいた適正な保管等の徹底を図る。	11,494
②一般廃棄物処理対策指導費	民間が設置する一般廃棄物処理施設に係る設置許可手続きや立入検査等を実施する。	126
(3) 不法投棄対策		163,100
①不法投棄対策費	産業廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、関係機関との連携等による対策の充実・強化に取り組み、事案の発生防止、早期対応・早期解決を図る。 ア 監視指導体制の強化 ・不法投棄等機動調査員の設置（県警OB等10名） 警戒箇所の夜間・早朝等のパトロール、搬入阻止などの現地指導、警察との連絡調整（対策会議等） ・監視カメラの設置 ・ドローンによる上空監視、3次元測量 ・パトロール業務（休日夜間）の委託 ・市町村職員への立入検査権限付与（県職員併任制度） ・不法投棄指導員の設置（本庁及び各県民センター）等 イ 県民等総ぐるみの発見通報体制 ・ボランティアU. D. 監視員の委嘱 ・不法投棄110番（フリーダイヤル）の設置 ・不法投棄通報アプリの導入 ・不法投棄等報奨金制度の運用 ・不法投棄監視協定の締結 ウ 普及啓発その他 ・不法投棄防止強調月間（6月、11月） 県、市町村、警察合同パトロール、車両一斉検査、スカイパトロール等 ・建設、解体工事現場の巡回パトロール 県民センターごと、環境・保安課及び建築指導課の合同で実施 ・ボランティア撤去事業（（一社）茨城県産業資源循環協会の社会貢献事業）への協力等	129,074
②残土条例施行費	県条例に基づく土砂等の埋立ての許可、及び事業者への立入検査や指導、発生源調査等により、残土の適正処理を確保する。 ・土砂等埋立監視指導員の増員（4名から10名に増員）	24,235
③有害廃棄物等撤去基金積立金	不法投棄事案に係る分析調査や撤去等の費用に充てることを目的とする「茨城県有害廃棄物等撤去基金」への積立てを行う。	259
④不法投棄等廃棄物対策等事業費	上記基金を活用した分析調査等を実施する。	9,532

資源循環推進課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和3年3月に策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、県民等による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進や、基盤整備に取り組む。

特に、市町村等のごみ処理事業の実施体制の強化を図るため、多様な主体と連携し、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制などの普及啓発に取り組むとともに、ペットボトルの水平リサイクルの拡大や、使用済プラスチック製品の資源回収に関する課題の整理等を進めていく。

また、循環型社会形成に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場の確保について、公共関与により、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めていく。

1 循環型社会づくりの推進

(1) 循環型社会形成の推進

児童・生徒を対象とした学習機会の創出やプラスチック・スマートの普及等の様々な啓発活動等により、県民や事業者等のプラスチックごみや食品ロス等の廃棄物に関する問題意識の向上を図り、それぞれの主体的な取組を促進する。

(2) 一般廃棄物対策

市町村の一般廃棄物処理に係る施設整備や3Rの促進、災害廃棄物対策などの取組を促進するため、市町村職員を対象とする研修会や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行うほか、沿岸市町村による海岸漂着物の回収処理事業を支援する。

(3) 産業廃棄物処理施設確保対策

循環型社会の形成と県内産業の持続的な発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場を安定的に確保するため、日立市諏訪町を整備地とし、（一財）茨城県環境保全事業団が事業主体となる新最終処分場の施設整備に関して、国の交付金制度に基づく県負担分の出捐や長期貸付を実施するほか、地域振興事業の着実な実施や住民への広報等に取り組んでいく。

併せて、地域からの要望が大きい交通対策として、新設道路等周辺道路の整備を進める。

2 身近な地域環境の保全

(1) 土壌汚染防止対策事業

土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対して、土壌の汚染状況の把握や汚染土壌の適正な管理・処分に係る指導を行い、土壌汚染による人への健康被害の未然防止を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 循環型社会づくりの推進		9,219,848
(1) 循環型社会形成		6,682
①総合ごみ減量化対策	ア 食品ロス削減 小売店舗における商品の「てまえどり」、飲食店等の「いばらき食べきり協力店」への登録、児童向け学習教材の普及等のほか、庁内連絡会議を核とした食品関連事業者や消費者等の関係者間の連携の創出により、多様な主体による食品ロスの削減を推進する。 イ 使用済プラスチックの循環的利用等 市町村との連携により、サントリーとの協定に基づくペットボトルの水平リサイクルの推進、全国統一的なシンボル「プラスチック・スマート」の下での使い捨てプラスチック製品の使用削減、再生資源の集団回収を行う団体の表彰その他ごみゼロの日の普及等により、県民や事業者等における３Ｒ活動を推進する。	1,341
②減量化・再資源化促進事業	ア 廃棄物再資源化指導センター運営事業 廃棄物の再生利用等に関する排出事業者からの個別の相談に対する助言や情報提供、その他のリサイクル情報を発信し、排出事業者による再生利用等の取組を支援する。 イ 多量排出事業者の減量化計画の公表 多量排出事業者が作成する減量化計画の公表により、事業者による主体的な減量化の取組を推進する。	5,341
(2) 一般廃棄物対策		11,476
①一般廃棄物処理対策指導費	市町村等による一般廃棄物処理施設の整備や分別回収の充実、災害廃棄物対策の強化その他使用済プラスチック製品の回収体制の整備等に関し、市町村職員を対象とする研修会の開催や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行う。	432
②海岸漂着物地域対策推進事業	海岸の景観と環境を保全するため、沿岸市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業に対して、補助を実施する。また、漂着ごみの組成調査を実施する。	11,044

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 産業廃棄物処理施設確保対策		9,201,690
① 新最終処分場整備推進事業	(一財) 茨城県環境保全事業団が行う新産業廃棄物最終処分場整備事業に対し、国の交付金制度に基づく県負担分を事業主体に出捐し、併せて、長期貸付を実施するとともに、地域住民等を対象とする説明、その他広報活動の展開や地域振興に係る事業調整等を進めることにより、処分場の整備を着実に推進する。	4,260,123
② 新最終処分場周辺道路整備事業	新産業廃棄物最終処分場の整備に伴い、地域からの要望が大きい交通対策として、山側道路から県道日立常陸太田線までを結ぶ新設道路の整備や、県道日立常陸太田線の片側歩道整備、油縄子交差点の改良に係る用地の取得及び工事等を実施する。	4,941,567
2 身近な地域環境の保全		932
(1) 土壌汚染防止対策事業	土壌汚染による人への健康被害を未然に防止するため、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の形質変更時等に際して、土地所有者等が措置すべき土壌の調査や、汚染が明らかとなった土地の区域指定、及び汚染土壌の除去等に関する指導を行う。	932

(参 考 資 料)

〔計画の概要〕

○第4次茨城県消費者基本計画アクションプラン-----	3 5
○第11次茨城県交通安全計画-----	3 6
○第2次茨城県文化振興計画アクションプラン-----	3 7
○茨城県男女共同参画基本計画（第4次）-----	3 8
○第4次茨城県環境基本計画-----	3 9
○茨城県地球温暖化対策実行計画-----	4 0
○茨城県環境保全率先実行計画第6期-----	4 2
○第13次鳥獣保護管理事業計画-----	4 3
○霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）-----	4 4
○第5次茨城県廃棄物処理計画-----	4 5

〔付属機関一覧〕-----	4 6
---------------	-----

〔関係団体一覧〕-----	4 7
---------------	-----

第４次茨城県消費者基本計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な消費者行政施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計 画 期 間	令和４年度から令和７年度まで（４年間）（令和４年３月策定）
計 画 の 特 徴	次の５つの基本方針のもと、消費者行政に直接関連するものを「主要施策」、関連する施策を「関連施策」とし、具体的な取組を推進する。 なお、各施策の推進にあたっては、SDGｓ（持続可能な開発目標）の関連するゴールを念頭において取り組む。 １ 安全・安心な消費生活の確保〔計 34 施策〕 ２ 消費者被害の未然防止・救済〔計 15 施策〕 ３ 消費者の自立の支援〔計 16 施策〕 ４ 多様化・複雑化する消費者問題への対応〔計 14 施策〕 ５ 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進〔計 10 施策〕
計 画 の 概 要	１ 安全・安心な消費生活の確保〔主要 8 施策、関連 26 施策〕 （１）商品・サービスの安全性の確保 （２）規格・表示の適正化 （３）事業者指導の実施 （４）消費者志向経営の推進 ２ 消費者被害の未然防止・救済〔主要 15 施策〕 （１）消費者被害の未然防止 （２）消費生活相談体制の充実 （３）消費者問題の早期解決 ３ 消費者の自立の支援〔主要 12 施策、関連 4 施策〕 （１）消費者ニーズの把握 （２）消費者への情報発信 （３）消費者教育の充実強化 （４）多重債務問題への対応 ４ 多様化・複雑化する消費者問題への対応〔主要 12 施策、関連 2 施策〕 （１）消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援 （２）高度情報通信社会への対応 ５ 人や社会・環境に配慮した消費生活の推進〔主要 2 施策、関連 8 施策〕 （１）エシカル消費の推進 ○計 14 項目の数値目標（指標）を設定し、施策の進行管理を行う。 ・消費生活センターの認知度 - R2：62.1% → R7：90% ・教員向け消費者教育講座の受講校の割合 - R2：6% → R7：100% など
計画の推進体制	・茨城県消費生活行政連絡会議における進捗状況等の検証・評価 ・茨城県消費生活審議会への報告

第 11 次茨城県交通安全計画

計画策定の趣旨	交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、国の交通安全基本計画を受け、茨城県交通安全対策会議において、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を策定し、これに基づく諸施策を推進する。
計 画 期 間	令和 3 年度から令和 7 年度まで（5 年間）（令和 3 年 3 月策定）
計 画 の 特 徴	交通安全計画における目標 ○道路交通：年間の交通事故死者数を令和 7 年までに 70 人以下、交通事故重傷者数 550 人以下、交通死傷事故発生件数 4,400 件以下。 ○鉄道交通：乗客の死者数ゼロを継続。鉄道運転事故全体に係る死者数の減少。 ○踏切道：踏切事故の発生を防止。
計 画 の 概 要	第 1 章 道路交通の安全 第 1 節 道路交通事故のない社会を目指して 第 2 節 道路交通安全についての目標 Ⅰ 道路交通事故の現状と今後の見通し 1 道路交通事故の現状 2 道路交通事故の見通し Ⅱ 道路交通安全計画における目標 第 3 節 道路交通安全についての対策 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点 ＜重視すべき視点＞ (1) 高齢者及び子供の安全確保 (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 (3) 生活道路における安全確保 (4) 先端技術の活用推進 (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進 Ⅱ 講じようとする施策 1 交通指導取締りの推進 2 交通安全教育等の推進 3 高齢者交通事故防止対策 4 通学路における交通安全の確保 5 交通安全施設等の整備等 第 2 章 鉄道交通の安全 第 1 節 鉄道事故のない社会を目指して Ⅰ 鉄道事故の状況等 Ⅱ 交通安全計画における目標 第 2 節 鉄道交通の安全についての対策 Ⅰ 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 Ⅱ 講じようとする施策 1 鉄道交通環境の整備 2 鉄道の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 4 鉄道車両の安全性の確保 5 救助・救急活動の充実 6 被害者支援の推進 7 鉄道事故等の原因究明と再発防止 第 3 章 踏切道における交通の安全 第 1 節 踏切事故のない社会を目指して Ⅰ 踏切事故の状況等 Ⅱ 交通安全計画における目標 第 2 節 踏切道における交通安全の対策 Ⅰ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 Ⅱ 講じようとする施策 1 踏切道の立体交差化、構造/改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
計画の推進体制	茨城県交通安全対策会議（知事、教育長、警察本部長等）において推進

第2次茨城県文化振興計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な文化振興施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計画期間	令和4年度から令和7年度までの4年間（令和4年3月策定）
計画の特徴	次の5つの基本的施策のもと、文化振興行政に直接関連するもの（主要施策）と、関連する施策（関連施策）について、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら推進していく。 1 人材の育成等 2 文化の振興 3 文化的資産の活用等 4 文化活動の充実 5 文化活動の支援体制の充実等
計画の概要	1 人材の育成等 (1)文化の担い手の育成及び確保 (2)次世代を担う子どもたちの育成 (3)文化に関する教育の充実 2 文化の振興 (1)芸術の振興 (2)伝統文化の継承及び発展 (3)生活文化等の振興 (4)文化を活用した地域づくり (5)文化交流の推進 3 文化的資産の活用等 (1)文化的資産の活用 (2)文化財の保存等 (3)公共の建物等の建築に当たっての配慮 4 文化活動の充実 (1)県民の文化活動の充実 (2)高齢者、障害等の文化活動の充実 (3)青少年の文化活動の充実 5 文化活動の支援体制の充実等 (1)文化情報の収集及び提供 (2)推進体制の整備 (3)文化施設の機能の充実 (4)地域における文化活動の支援 (5)財政上の措置 (6)顕彰 ○8項目の数値目標を設定し、施策の進行管理を行う。 ・県芸術祭の参加者数 R2：16,824人 → R7：37,000人 ・文化情報の発信件数 R2：212件 → R7：500件
計画の推進体制	文化振興施策の実績を「文化審議会」に報告し、事業の評価を行う。

茨城県男女共同参画基本計画（第4次）

計画策定の趣旨	男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、本計画を策定する。
計画期間	令和3年度から令和7年度まで（5年間）（令和3年3月策定）
計画の特徴	・茨城県男女共同参画推進条例（平成13年茨城県条例第1号）の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画 ・男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画を勘案した法定計画 ・県・県民・事業者が一体となって、男女共同参画の実現に向けて取り組むための指針となるもの
計画の概要	第1章 計画策定の基本的な考え方 Ⅰ 計画の概要 Ⅱ 男女共同参画を取り巻く潮流 第2章 基本計画 Ⅰ 計画を推進するための基本的方向 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 施策の方向性2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進 施策の方向性4 科学技術・学術における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶 施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 施策の方向性3 生涯を通じた健康支援 施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 施策の方向性2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 Ⅱ 推進体制と進行管理
計画の推進体制	・ダイバーシティ推進センターの充実強化 ・茨城県男女共同参画審議会において、県事業の進捗状況の確認などを実施

第4次茨城県環境基本計画

計画策定の趣旨	環境基本条例第9条に定める「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画」として、本計画で目指す環境の将来像「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」の実現を図る。
計画期間	2023（令和5）年度から概ね10年間 ※2023（令和5）年3月策定
計画の特徴	(1) 環境の将来像 「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」 (2) 基本目標 ・脱炭素社会の実現 ・循環型社会の実現 ・自然と共生する社会の実現 ・霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生 ・身近な地域環境の保全 (3) 現行計画からの主な変更点 ○地球温暖化対策の推進 ・「脱炭素社会の実現」を基本目標として掲げ、更なる省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等に向けた記述を追加。 ・新たに「気候変動適応の推進」を加え、農林水産業や自然災害などの7つの分野において、気候変動の影響を軽減し、又は被害を防止するための「適応策」の記述を追加。 ○循環型社会づくりの推進 ・国際的にも重要な課題となっており、本県において積極的に取組を進めているフードロスの削減に関する記述を追加。 ・ペットボトルの水平リサイクルの普及など容器包装リサイクルの促進に関する記述を追加。 ○SDGs ・施策ごとに関連する主なSDGsのロゴを表示し、考え方を視覚的にわかりやすく示している。
計画の概要	施策の推進 (1) 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進 省エネルギー及び二酸化炭素吸収源対策、再生可能エネルギーの利用と導入促進、気候変動適応策の推進 (2) 地域環境保全対策の推進 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地盤環境の保全、化学物質の環境リスク対策、原子力災害からの環境再生の推進 (3) 湖沼環境保全対策の推進 霞ヶ浦の水環境保全対策、涸沼・牛久沼の水環境保全対策 (4) 循環型社会づくりの推進 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等、廃棄物の適正処理の推進 (5) 生物多様性の保全と持続可能な利用 生物多様性の保全、自然公園等の保護と利用、森林・農地の保全、河川等水辺環境の保全と活用 (6) 快適で住みよい環境の保全と創出 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出、歴史的環境・自然景観の保全と活用、自然災害への対応 (7) 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進 環境教育・環境学習等の推進、各主体の環境保全活動と協働取組の促進、国際的な視点での環境保全活動の促進 (8) 環境の保全と創造のための基本的施策の推進 環境情報の収集・管理・提供、グリーン・イノベーションの推進、総合的な環境保全対策の推進
計画の推進体制	・有識者等から意見を聴き施策の実施状況や指標による評価を実施。 ・社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて計画見直しを行う。

茨城県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）

計画策定の趣旨	・本県の地域特性を踏まえた温室効果ガスの排出削減対策や、気候変動適応策に係る県の取組などについて定めた計画。 ・県では、2017（平成29）年3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、地球温暖化対策を推進してきたが、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）が改正され（2022（R4）.4.1施行）、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けられたことなどを踏まえ、県の温室効果ガスの削減目標等を見直し、地球温暖化対策の充実を図るための施策を示した計画。																			
計画期間	2023（令和5）年度から2030（令和12）年度																			
計画の特徴	<位置付け> ・地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」 ・地球温暖化対策推進法第21条第6項に基づく促進区域の設定に関する県基準 ・気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」 <主な特徴> ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、温室効果ガスの排出抑制策、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化等の取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指す。 ・県の適応計画として、農林水産業や自然災害、健康などの7分野について、地域特性に応じた取組を推進する。																			
計画の概要	1 温室効果ガス削減目標（基準年度2013年度（H25）、目標年度2030（R12）年度） <table><tr><th colspan="2">部門</th><th>削減目標</th></tr><tr><td rowspan="5">二酸化炭素</td><td>産業部門 CO2</td><td>▲38%</td></tr><tr><td>業務部門 CO2</td><td>▲51%</td></tr><tr><td>家庭部門 CO2</td><td>▲66%</td></tr><tr><td>運輸部門 CO2</td><td>▲35%</td></tr><tr><td>エネルギー転換部門 CO2</td><td>▲47%</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>その他ガス（非エネルギー起源 CO2、メタン、N2O）</td><td>▲14%</td></tr><tr><td>HFC 等 4 ガス（フロン類）</td><td>▲44%</td></tr></table> 2 主な取組 （1）温室効果ガス排出削減対策 ○ 基本方針 ・今後、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、廃棄物の3Rの取組、森林吸収源対策を推進。 ・あらゆる主体が、地球温暖化に対する意識を高め、連携・協働して自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組み、カーボンニュートラルの実現へ挑戦。	部門		削減目標	二酸化炭素	産業部門 CO2	▲38%	業務部門 CO2	▲51%	家庭部門 CO2	▲66%	運輸部門 CO2	▲35%	エネルギー転換部門 CO2	▲47%	その他	その他ガス（非エネルギー起源 CO2、メタン、N2O）	▲14%	HFC 等 4 ガス（フロン類）	▲44%
部門		削減目標																		
二酸化炭素	産業部門 CO2	▲38%																		
	業務部門 CO2	▲51%																		
	家庭部門 CO2	▲66%																		
	運輸部門 CO2	▲35%																		
	エネルギー転換部門 CO2	▲47%																		
その他	その他ガス（非エネルギー起源 CO2、メタン、N2O）	▲14%																		
	HFC 等 4 ガス（フロン類）	▲44%																		

茨城県環境保全率先実行計画第 6 期

計画策定の趣旨	県自身が、事業者・消費者の立場から、事務・事業の執行にあたり率先して温室効果ガスの排出抑制や省エネルギー・省資源等に取り組み、環境負荷の低減を図る。																				
計 画 期 間	2021(令和3)年度から 2025(令和7)年度まで(5年間) (令和3年3月策定)																				
計 画 の 特 徴	<位置付け> 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、県の事務・事業に関し、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るための率先行動を定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」。 <基本方針> ・施設・設備の省エネルギー対策 県有施設の改修や設備更新時に省エネ性能向上を図るほか、保守点検や日常の管理を適切に実施し、エネルギー使用の効率化に努める。 ・省エネルギー・省資源のための行動 県民運動「いばらきエコスタイル」等、職員一人ひとりの主体的な行動を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 太陽光や風力発電設備の導入を図るほか、再エネ使用比率の高い電力の導入を検討する。																				
計 画 の 概 要	1 数値目標 ●二酸化炭素排出量：2025（令和7）年度までに 2020（令和2）年度比で10%削減 ●省エネルギーの推進（省エネ法との連携） <table><tr><td colspan="2">取組項目</td><td>数値目標</td><td>原単位</td></tr><tr><td rowspan="5">省エネルギーの推進</td><td>電気使用量の削減</td><td rowspan="2">エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減</td><td>(kwh/㎡)</td></tr><tr><td>庁舎用 事業用</td><td>(kwh/㎡)</td></tr><tr><td colspan="2">公用車燃料使用量の削減</td><td>(kL/台)</td></tr><tr><td>燃料使用量の削減</td><td>庁舎用</td><td>(L/㎡)</td></tr><tr><td>事業用</td><td>(kL/ t)</td></tr></table> ○省資源等の推進 用紙類使用量の削減、水道使用量の削減、可燃廃棄物排出量の削減、環境配慮型製品の購入率の向上 2 新たに追加する主な取組項目 ・Web会議推進による公用車燃料使用量の削減 ・デジタル化推進による紙の使用（廃棄）量の削減 ・再エネ使用比率の高い電力の導入に向けた調査・研究を実施			取組項目		数値目標	原単位	省エネルギーの推進	電気使用量の削減	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	(kwh/㎡)	庁舎用 事業用	(kwh/㎡)	公用車燃料使用量の削減		(kL/台)	燃料使用量の削減	庁舎用	(L/㎡)	事業用	(kL/ t)
取組項目		数値目標	原単位																		
省エネルギーの推進	電気使用量の削減	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	(kwh/㎡)																		
	庁舎用 事業用		(kwh/㎡)																		
	公用車燃料使用量の削減		(kL/台)																		
	燃料使用量の削減	庁舎用	(L/㎡)																		
	事業用	(kL/ t)																			
計画の推進体制	全体：環境総括責任者会議（座長：県民生活環境部長） 各所属：環境責任者（各課長、出先機関の長）、環境保全推進員（各課総括補佐、出先機関の次長等） ＊ 改正省エネ法に基づくエネルギー管理体制と連携																				

第 13 次鳥獣保護管理事業計画

計画策定の趣旨	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画
計 画 期 間	令和 4 年度から令和 8 年度まで（5 年間）
計 画 の 特 徴	計画期間中の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事業の実施方針等について示したもの
計 画 の 概 要	1 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方 ・茨城県における鳥獣の保護及び管理のための計画等 2 鳥獣保護区等に関する事項 ・鳥獣保護区・特別保護地区の指定計画等 ・狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の指定の検討 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 ・人工増殖の方針・計画 ・放鳥の方針・計画 4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 ・許可基準に係る共通事項 ・農林水産業等に係る被害防止の目的による捕獲許可の基準等 ・鳥類の飼養の適正化 5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項 ・特定猟具使用禁止区域等の指定計画等 6 特定計画の作成に関する事項 ・茨城県イノシシ管理計画、茨城県ニホンジカ管理方針、茨城県ツキノワグマ管理計画に基づく対策の推進 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 ・鳥類の生息分布調査、狩猟実態調査等 8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 ・鳥獣保護管理員の配置計画 ・狩猟者の確保・育成、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用等 9 その他鳥獣保護管理事業のために必要な事項 ・狩猟の適正化 ・傷病鳥獣救護への対応 ・感染症等への対応 ・鳥獣の保護及び管理についての普及啓発
計画の推進体制	計画に基づき、市町村、関係団体、利害関係人等と調整を図りながら鳥獣保護管理事業を推進する。

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 8 期）

計画策定の趣旨	湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全対策に係る基本計画			
計 画 期 間	令和３年度から令和７年度（５年間）（令和４年３月策定）			
計 画 の 目 標	水質目標（令和７年度）（単位：mg/L）			
		COD	全窒素	全りん
	西浦	6.4	0.77	0.087
	北浦	8.2	1.2	0.12
	常陸利根川	6.8	0.76	0.093
	全水域平均	6.9	0.88	0.095
計 画 の 概 要	【基本方針】			
	○ 霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施			
	【主な施策】			
	① 生活排水対策			
	下水道や農業集落排水施設の接続、高度処理型浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換を促進			
	・生活排水処理率：81.4％（R2）→86.3％（R7）			
	② 霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策			
	霞ヶ浦一般事業場等へ重点的に立入検査を実施し、排水基準の遵守・徹底を指導			
	・霞ヶ浦一般事業場等への立入検査数：			
	732 件/年（R2）→1,100 件/年（R4～R7）			
	③ 畜産対策			
	良質堆肥の広域流通を促進			
	・堆肥の農外利用：93.4 千 t/年（R2）→98.8 千 t /年（R7）			
④ 農地対策				
化学肥料及び化学合成農薬を５割以上削減した環境にやさしい農業や土壌診断に基づく適正施肥の指導等を推進				
・特別栽培農産物承認面積：1,500ha（R2）→2,050ha（R7）				
⑤ 漁業対策				
未利用魚の回収（窒素やりんを含む魚体の湖外への取り出し）				
⑥ 湖内対策				
霞ヶ浦導水事業の促進や湖内湖浄化施設（ウェットランド）などの流入負荷抑制対策の実施				
⑦ その他				
湖上体験スクール等の環境学習の実施、霞ヶ浦環境科学センターと関係機関との連携による調査研究の推進など				
計画の推進体制	県環境審議会霞ヶ浦専門部会中心に計画の進行管理を実施			

第 5 次 茨 城 県 廃 棄 物 処 理 計 画

計画策定の趣旨	持続可能な循環型社会の形成に向けて、今後 5 年間で県が取り組むべき施策の基本的な事項等を定め、廃棄物処理対策を総合的に推進する。 (廃棄物処理法に基づく法定計画)				
計 画 期 間	令和 3 年度から令和 7 年度（5 年間）				
計 画 の 特 徴	現下の課題を踏まえ、重点的に取り組む事項を設定 ・ ごみのポイ捨ての撲滅や、不要な使い捨てプラスチック製品の使用低減を図るため、「プラスチック・スマート」を普及拡大 ・ 不法投棄等の撲滅に向けて、市町村や警察との連携を強化し、事案の未然防止と早期対応を図る（国への働きかけも併せて実施） ・ 産業廃棄物最終処分場の安定的確保に向けて、公共関与による整備を推進し、地域との共生を目指す				
計 画 の 概 要	1 目標				
	指標名		基準年度	目標年度	
			2018（H30）	2025（R 7）	
	排出側	ごみ排出量	千トン	1,060	980
		産業廃棄物排出量	千トン	11,547	11,000
	処理側	ごみ排出量	千トン	84	80 以下
		産業廃棄物排出量	千トン	145	136 以下
	適正処理	不法投棄発生件数	件	120 (2019 年度値)	80 以下
	2 施策展開の方向性と重点施策項目				
	施策展開の方向性	I 3Rの推進	II 適正処理の推進	Ⅲ 循環型社会形成に向けた基盤づくり	
① 県民等の問題意識の向上, 3R 行動の促進 ② 市町村における減量化, 再資源化の取組の推進 ③ 排出事業者による 3R の促進		① 不法投棄対策の強化 ② 排出事業者責任の徹底 ③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 ④ 一般廃棄物の適正処理の確保	① 産業廃棄物最終処分場の確保 ② 災害廃棄物処理体制の強化 ③ 資源循環産業の育成 ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進 ⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進		
重点	プラスチック・スマートを県民運動として推進	市町村や警察と連携強化を図り、不法投棄対策を充実強化	公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を推進		
計画の推進体制	全ての県民や事業者、行政等が、廃棄物処理の当事者として、循環型社会の形成という共通の目的に向かい、有機的に関わりを持ちながら、それぞれが主体的に取り組を進めていく。 また、計画目標の達成状況等の分析、外部有識者等からの意見聴取などを行い、施策の改善や目標の見直しを行う。				

県民生活環境部の付属機関一覧

令和7年4月1日現在

名 称	設置目的(根拠法令等)	定 数	任 期	主管課
茨城県消費生活審議会	茨城県消費生活条例の施行に関する重要事項を調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	17名 以内	2 年	生活文化課
茨城県交通安全対策会議	茨城県交通安全計画の策定 (交通安全対策基本法第25条)	29名 以内	知事が任命 する委員 (3名) 2 年	生活文化課
茨城県文化審議会	茨城県文化振興条例に規定する事項その他の文化の振興に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	20名 以内	2 年	生活文化課
茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	20名 以内	2 年	多様性社会推進課
茨城県環境審議会	県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。 (環境基本法第43条、茨城県環境審議会条例)	30名 以内	2 年	環境政策課
茨城県環境影響評価審査会	茨城県環境影響評価条例に規定する事項その他の環境影響評価に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例、茨城県環境影響評価審査会規則)	15名 以内	2 年	環境政策課
茨城県公害審査会	公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁を行うことにより、迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。 (茨城県公害紛争処理条例、公害紛争処理法)	15名 以内	3 年	環境政策課
茨城県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条の規定により、自然環境保全に関する重要事項を調査審議する。	29名 以内	2 年	環境政策課

県民生活環境部関係団体一覧

令和7年4月1日現在

団 体 名	代 表 者	住 所	主 管 課	備 考
茨城県消費者団体連絡会	亀井 比志子	水戸市梅香1-5-5 (茨城県生活協同組合連合会内)	生活文化課	
茨城県生活協同組合連合会	鶴長 義二	水戸市梅香1-5-5 (茨城県J A会館分館)	生活文化課	
茨城県交通安全母の会連合会	間中 敏子	水戸市東野町260	生活文化課	
(公財)いばらき文化振興財団	大谷 美恵子	水戸市千波町東久保697	生活文化課	県出資法人
茨城文化団体連合	小田部 卓	水戸市千波町後川745	生活文化課	
茨城県女性団体連盟	西連寺 節子	水戸市千波町2541-7 (代表者宅)	多様性社会推進課	
チャレンジいばらき県民運動	阿部 真也	水戸市三の丸1-5-38 (茨城県三の丸庁舎2階)	多様性社会推進課	
北方領土の返還を求める茨城県民協議会	西野 一	水戸市三の丸1-5-38 (茨城県女性団体連絡会内)	多様性社会推進課	
(公財)茨城県国際交流協会	根本 博文	水戸市千波町後川745	多様性社会推進課	県出資法人
環境保全茨城県民会議	中川 喜久治	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	
(一社)茨城県環境管理協会	大森 範久	水戸市元吉田町1736-20	環境政策課	※旧公害防止協会
茨城県地球温暖化防止活動推進センター	川島 省二	水戸市元吉田町1736-20 ((一社) 茨城県環境管理協会内)	環境政策課	
いばらきエコドライブ推進協議会	澤畠 政志	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	県バス協会専務理事充て職
(一社)茨城県猟友会	村上 典男	笠間市石寺680	環境政策課	
鹿島臨海工業地域環境保全推進協議会	知 事	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
クリーンアップひぬまネットワーク	水野 恵美子	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
牛久沼流域水質浄化対策協議会	龍ヶ崎市長	龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市環境対策課内	環境対策課	
(公財)本田記念財団	本田 理	小美玉市小川136-12	環境対策課	
(一社)霞ヶ浦市民協会	市村 和男	土浦市中央2-2-16	環境対策課	

団 体 名	代 表 者	住 所	主 管 課	備 考
霞ヶ浦問題協議会	安藤 真理子	土浦市沖宿町1853 (霞ヶ浦環境科学センター内)	環境対策課	
(公社)茨城県水質保全協会	成田 浩明	水戸市吉沢町650-1	環境対策課	
(一社)茨城県環境保全協会	岡島 正明	水戸市平須町1828番地192 (平須ビル202)	環境対策課	
(一財)茨城県環境保全事業団	横山 伸一	笠間市福田165番 1	資源循環推進課	県出資法人
(一社)茨城県産業資源循環協会	古矢 満	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	資源循環推進課	
鹿島共同再資源化センター(株)	笹田 和幸	神栖市東和田21-3	資源循環推進課	県出資法人

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

1	アクアワールド茨城県大洗水族館の運営状況等について・・・・・・・・	2
2	県内在住の外国人の支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	有害鳥獣及び特定外来生物対策について・・・・・・・・	6
4	霞ヶ浦等の水質保全対策について・・・・・・・・	8
5	不法投棄や不適正残土対策及び再生資源物の適正管理について・・・	10
6	新産業廃棄物最終処分場の整備について・・・・・・・・	12

令和 7 年 4 月 2 5 日

県 民 生 活 環 境 部

アクアワールド茨城県大洗水族館の運営状況等について

生活文化課

1 令和6年度入館者数の状況

令和6年度の入館者数は126万人を超え、開館年度（平成14年度：165万人）に次ぐ歴代2位を達成

H14	1,653,073人	（歴代1位：開館年度）
H18	1,217,979人	（歴代3位）
R2	645,052人	（コロナ禍による休館60日間）
R3	798,883人	（コロナ禍による休館56日間）
R4	1,200,700人	（歴代5位）
R5	1,208,906人	（歴代4位）
R6	1,263,206人	（歴代2位）

2 令和6年度に実施した主な取組

（1）人気キャラクター「おでかけ子ザメ」(5/11～7/7) 及び「すみっコぐらし」(7/13～10/27)

コラボイベントの開催

人気キャラクターとコラボした水槽展示や、館内全体を使ったキーワードラリー、限定グッズ・フードの販売等を実施。従来の水族館ファン以外の誘客を促進



（2）ラーケーション特割の導入(7/1～)

昨年度から本県で「ラーケーション」が導入されたことに伴い、学校外での体験活動を応援するため、入場料金半額の特別割引を導入。3月末までに1,729名が利用（保護者含む）
※ラーケーションとは、「Learning（学習）」と「Vacation（休暇）」を合わせた造語。児童生徒が学校に登校しなくても欠席にならず、年間で最大5日取得が可能

（3）SDGs目標達成に向けた取組(9/7～9/29)

生き物や海洋環境への興味関心を深めることを目的に、水族館が行っている様々な教育普及活動のこれまでの取組と活動成果について、「SDGs週間」に合わせた特設展示を実施



（4）地域連携イベントの実施

① ナイトイベント「宴夜」(10/26)

地元酒造等とコラボし、夜の水族館で地酒を楽しむイベント「宴夜」を3年ぶりに開催



② 茨城ロボッツコラボイベント(2/1～3/2)

特設コラボ水槽の展示やアシカのバスケットボールチャレンジ、限定コラボグッズの販売のほか、一日館長に任命した所属選手によるトークショーや写真撮影等を実施



(5) 特別企画「超サメ展」の開催(1/18~5/6)

サメ研究の集大成として、53種類のサメを拡大展示し、サメの生態のパネル紹介や、限定グッズ・フードの販売、飼育員による給餌解説などの特別プログラム等を実施

4/1からは透明な卵を生むサラワクスウェルシャークとその卵を国内初展示



(6) シロワニの繁殖成功(3/15)

サメの仲間「シロワニ」が幼魚を出産。同一個体による3期連続の妊娠・出産は、世界初の快挙

※今後、安定した成長が見込めれば観覧水槽で展示予定



(7) プロモーション・営業活動の強化

① インバウンド向けの誘客促進

台湾における現地商談会や観光PRイベントへの出展のほか、館内に多言語案内サインや翻訳ディスプレイ導入等の受入環境を整備

② プロモーション強化

新たにメインイメージを作成し、首都圏駅での広告やSNS広告、インフルエンサー投稿を活用したプロモーション活動を実施



3 今後の運営方針等

引き続き、民間出身の館長のもと、生物展示の強化や各種イベントの開催など継続的な魅力発信による誘客促進を図るとともに、戦略的なプロモーション強化・営業活動、県や地元自治体・事業者との連携による地域活性化にも取り組む。

※令和7年度の主な取組

- ・学術的要素のある企画展の開催や地元観光施設・人気キャラクターとのコラボなど幅広い客層を対象としたイベントの開催
- ・売店モラモラ、ナイトアクアワールド(毎週土曜日開催)のリニューアル

県内在住の外国人の支援について

多様性社会推進課

1 現状・課題

令和6年12月末現在における在留外国人数は、全国で3,768,977人、本県では102,549人となっており、いずれも過去最高を記録している。

また、本県の在留外国人数は全国の都道府県の中で10番目に多く、本県の総人口2,806,403人（令和7年1月1日現在）に占める割合は3.7%となっている。

このような状況を踏まえ、県内に在住する外国人の方々が安心して暮らせる環境を整備するために、母語による相談・支援体制の充実・強化などに取り組む必要がある。

【在留外国人数の推移】（各年12月末現在、単位：人）

	H26	R2	R3	R4	R5	R6
全国	2,121,831	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977
本県	52,009	72,287	71,121	81,478	91,694	102,549

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

2 施策の方向性

（1）母語による相談・支援体制の強化

○IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進

外国人コミュニティなどで活躍する方を「IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、生活上の困りごと相談や情報提供などを担う制度を令和6年1月に創設

サポーターの活動を促進するため、サポーター同士の新たなつながりの構築や意見交換を行う会議等を開催

〔令和6年度実績〕追加認定者数40名、累計70名（24か国・地域、21言語）

○専門家相談会の開催

外国人の日常生活における問題のうち、解決に専門的な知見を必要とする事案に対応するため、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の専門家による無料相談会を年5回開催

〔令和6年度実績〕開催場所：土浦市、筑西市、鹿嶋市、つくば市、古河市

○外国人相談センターでの相談対応

茨城県国際交流協会が運営する「外国人相談センター」において、日本語を含む11の言語で相談員が外国人の生活全般に関する相談に対応

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・

タガログ語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・シンハラ語

〔令和6年度実績〕対応件数976件

（２）地域における日本語教育体制の充実

県内大学などの有識者の協力を得て、日本語を教える指導者を対象としたスキルアップ研修や、初めて日本語を学ぶ外国人向けに作成したカリキュラムを活用したモデル講座を実施

〔令和６年度実績〕スキルアップ研修（全８回）参加者６名

モデル講座（全１３回、２講座）受講者２１名

（３）災害時における外国人支援

災害時に自治体職員等の関係者が外国人の適切な支援を行えるようにするため、多言語での災害情報の提供や外国人被災者の避難所でのニーズを把握し、支援につなげる演習などを内容とする研修（オンライン及び実践型）を実施

〔令和６年度実績〕研修参加者延べ８５名

※実践型研修は常総市において開催

３ 今後の対応

市町村及び関係団体、サポーターとの連携を一層強化し、外国人が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、引き続き、多文化共生の環境づくりにしっかりと取り組んでいく。



【サポーター認定式の様子】



【災害時外国人支援研修の様子】

有害鳥獣及び特定外来生物対策について

環境政策課

1 有害鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）

（１）現状と課題

- イノシシの県内捕獲頭数のピークは令和２年度の１万２千頭であり、翌年は激減したが、近年は増加傾向
- ニホンジカは、県内では絶滅したとみられていたが、近年、目撃情報が多数寄せられ、個体も捕獲
- これらの有害鳥獣による人的被害の未然防止や農作物等への被害防止のため、捕獲圧の強化や、捕獲のための新たな担い手の確保が課題

【参考１】イノシシの現状

(単位：千円、頭)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
被害金額	153,745	100,431	97,126	92,541	62,393	52,122	59,649
県内捕獲数	7,606	9,579	11,387	11,963	4,805	5,533	6,029

【参考２】ニホンジカの現状

(単位：件、頭)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目撃件数	2	6	16	14	6	68	137
県内捕獲数	-	-	-	-	-	2	2

【参考３】狩猟免許交付数

(単位：件)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
狩猟免許交付数	4,406	4,227	4,429	4,626	4,308	4,412	4,425

（２）県の取り組み

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理
 - ・イノシシは、令和６年度より、県央・鹿行地域に加え、県南・県西地域においても県による捕獲事業を実施
 - ・ニホンジカは、令和６年度より、県北地域において県による捕獲事業を実施
- ② 野生鳥獣被害対策を担う人材の育成
 - ・ハンティングの魅力セミナーを開催し、新規免許取得を促進
 - ・新人ハンタースキルアップ研修会を開催し、ベテランハンターから狩猟経験の浅い狩猟者へ技術を伝承
- ③ その他
 - 狩猟の普及や野生鳥獣による人身被害の防止に関する啓発を目的として、企業と連携した県民向けのイベントを実施

2 特定外来生物（ナガエツルノゲイトウ）

（１）現状と課題

- 平成 23 年に新利根川流域で侵入が確認されて以来、現在では、新利根川全域及び一部農地や霞ヶ浦等への侵入も確認されている。
- 繁茂に対する効果的・効率的な駆除・処分技術が確立されておらず、全国的にも根絶に成功した例はない。河川等において全面的な駆除対策を実施しても、再繁茂が繰り返され、抜本的な対策につながらない。
- ※平成 29 年度に新利根川流域において大規模な駆除を実施（駆除量約 250 トン（乾燥重量）、面積約 13,000 m²）したが、翌年には再繁茂

（２）県の取り組み

① 関連機関と連携したナガエツルノゲイトウ対策

ア 新利根川流域におけるナガエツルノゲイトウ等連絡協議会

流域市町や土地改良区など 10 団体が参加し、各団体の取組の情報共有、ナガエツルノゲイトウに関する知見を深めるセミナーを実施（R6: 2 回）

イ 国への働きかけ

【中央要望（R6. 6）】

- ・国研究機関等において、早急に抜本的な防除方法を開発すること
- ・防除事業に対する十分な財政措置の拡充を図ること

② 農業分野におけるナガエツルノゲイトウの緊急対策

（農業水利施設外来水生植物対策関連事業（R5. 12 補正 99,000 千円））

ア 農地への流入源となる農業用水の取水口への侵入防止フェンスの設置 182 施設

イ 新利根川流域の農業用水路に繁茂するナガエツルノゲイトウの駆除 6 水路



進入防止フェンスの設置状況



水路における駆除作業

③ ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業（R7当初 25,200千円）

新利根川において、ナガエツルノゲイトウの繁茂に起因する甚大な被害の発生を未然に防止するため、対策実施基準に基づき、実被害の発生のおそれが認められる場合、当該繁茂箇所の駆除対策を実施

※対策実施基準：想定される実被害「農業用水への取水への支障」「恒常的な悪臭の発生」

「河川隣接民地への拡大」を考慮して策定

霞ヶ浦等の水質保全対策について

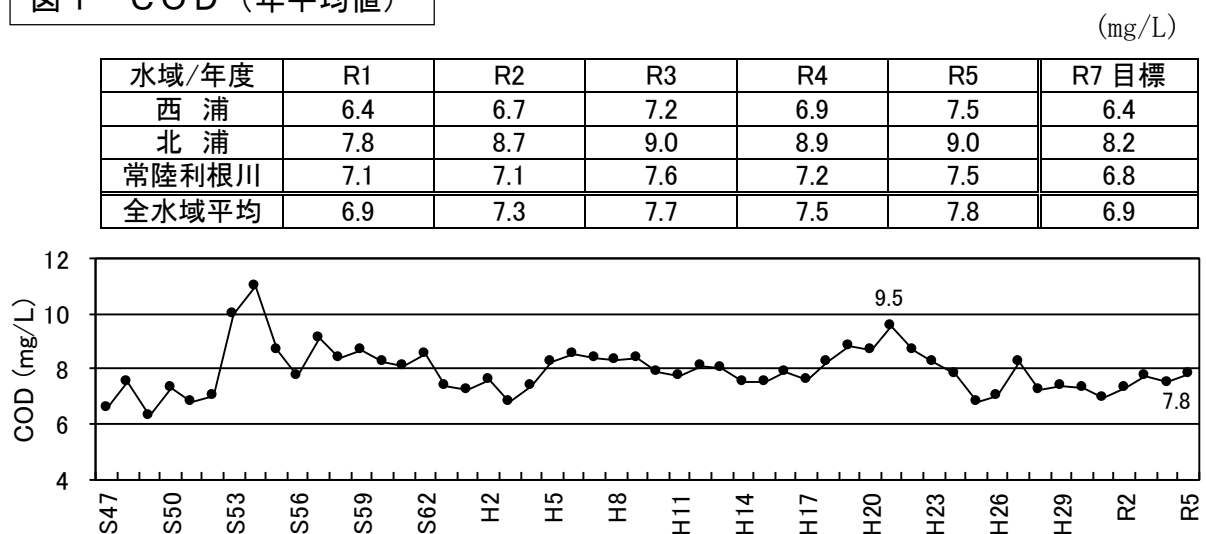
環境対策課

1 現状・課題

(1) 現状

霞ヶ浦のCOD(全水域平均)は平成21年に9.5mg/Lであったが、その後、低下傾向にあり、近年は約7mg/L台で推移している。依然として環境基準(3mg/L)より高い状況

図1 COD(年平均値)



(2) 課題

○霞ヶ浦に流入する汚濁負荷については、各種対策により年々減少しているが、湖内の水質については、水深が浅く、底泥に多量に蓄積している窒素やリンが溶出しやすいこと等から、CODの要因となる植物プランクトンが増殖しやすいため、短期的には水質浄化効果が表れにくい状況

2 これまでの取組

- 「湖沼水質保全特別措置法」(S59 制定)に基づき、昭和61年から5年ごとに「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定し、水質浄化対策を実施(現在、第8期(R3~R7))
- 平成19年度に「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正し、高度処理型浄化槽の設置義務や全ての工場・事業場の排水規制等を導入。さらに、同条例の一部を改正し、令和3年度から霞ヶ浦一般事業場(旧小規模事業所)に対する排水規制を強化
- 霞ヶ浦の流域対策については、県が平成20年度に導入した森林湖沼環境税(現在、第4期(R4~R8))等も活用しながら実施

3 今後の方向

「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）」に基づき霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、水質浄化効果が高い事業に重点化して実施する。

（１）生活排水対策（高度処理型浄化槽の設置促進等）

浄化能力の高いN P型高度処理型浄化槽の設置費、単独処理浄化槽撤去費及び宅内配管工事費の補助を行うことにより、単独処理浄化槽等からの転換を促進する。

（２）工場・事業場の排水対策

条例改正により排水規制を強化した霞ヶ浦一般事業場等へ重点的に立入検査を実施し、排水基準遵守の徹底を指導する。

（３）県民の水質浄化意識の醸成等

- ・霞ヶ浦環境科学センターの施設を活用した体験型の環境学習や霞ヶ浦の湖上体験学習、環境学習の指導者を養成する講座等を実施する。
- ・霞ヶ浦において釣り人から外来魚を回収し、肥料等への有効活用を促進する。

（４）その他（霞ヶ浦以外の湖沼）

涸沼、牛久沼流域についても、高度処理型浄化槽の設置費、単独処理浄化槽撤去費等の補助を行うことにより、単独処理浄化槽等からの転換を促進する。

<令和7年度 森林湖沼環境税活用事業（湖沼・河川の水質保全）>

（単位：千円）

事業名〔担当課〕	主 な 事 業 内 容	歳出額	うち税充当額
（１）生活排水等対策		661,374	624,397
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業 〔環境対策課〕	・高度処理型浄化槽設置に対する補助、単独処理浄化槽等からの転換に伴う宅内配管工事費補助等	366,171	366,171
湖沼水質浄化下水道接続支援事業 〔下水道課〕	・市町村が行う下水道への接続支援に対する補助	150,300	150,300
農業集落排水施設接続支援事業 〔農地整備課〕	・市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助	26,000	26,000
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業 〔環境対策課〕	・無利子融資制度による排水処理施設の設置促進や水質保全相談指導員の配置等による工場、事業場の立入検査等	118,903	81,926
（２）農地・畜産対策		53,210	53,210
良質堆肥広域流通促進事業 〔畜産課〕	・良質堆肥等を生産するための家畜排せつ物処理施設等の整備への補助や、堆肥等の流域外流通の取組支援等	53,210	53,210
（３）県民意識の醸成		44,316	44,262
霞ヶ浦環境体験学習推進事業 〔環境対策課〕	・県内小中学生を主な対象とした霞ヶ浦湖上体験学習の実施	29,214	29,197
水質保全市民活動・環境学習等推進事業 〔環境対策課〕	・市民団体等による水環境保全活動への補助、自然観察会など環境学習の実施、環境学習の指導者の養成等	13,021	12,984
漁場環境・生態系保全活動支援事業 〔水産振興課〕	・ヨシ帯の保全活動等を行う漁業者等の団体への支援	2,081	2,081
（４）水辺環境の保全		53,795	52,799
漁業による水質浄化機能促進事業 〔漁政課〕	・未利用魚の回収による窒素・りんへの除去	16,762	16,762
釣り魚有効活用促進事業 〔環境対策課〕	・釣り人からの外来魚の回収と有効活用	4,500	4,500
アオコ対策事業 〔環境対策課〕	・霞ヶ浦流域や千波湖におけるアオコ回収等	5,870	5,870
霞ヶ浦水質環境改善事業 〔環境対策課〕	・霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究等	26,663	25,667
計		812,695	774,668

不法投棄や不適正残土対策及び再生資源物の適正管理について

廃棄物規制課

1 現状と課題

(1) 不法投棄対策関係

○不法投棄新規発生件数は、令和2年度以降減少傾向にあるが、道路脇や人目につみにくい場所に散発的に投棄する、「ゲリラ投棄」が高い割合を占めているため、引き続き、ゲリラ投棄への対応が課題

※産業廃棄物不法投棄の新規発生件数（10t未満含む）

年 度	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新規発見	101件	120件	197件	171件	87件	105件	112件
（うちゲリラ）	50件	76件	157件	139件	63件	65件	77件
（割合）	50%	63%	80%	81%	72%	62%	69%

(2) 不適正残土対策関係

○宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が令和5年5月に施行されたため、本県においては、県内全域を規制区域とするとともに、執行体制を整備し、令和7年4月1日から運用を開始した。

○また、令和6年12月に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（通称：残土条例）を一部改正し、盛土規制法と残土条例とで規制内容の一部重複する部分等を整理した。

(3) 再生資源物の適正管理関係

○金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管により、崩落、火災等の事故や騒音・振動などの問題が発生していることから、再生資源物を屋外保管するヤードの設置を許可制とするとともに、保管基準や囲いの可視化等を規定した「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を、令和6年4月に施行した。

※既存事業場の届出数（みなし許可）：446件、新規許可：0件（令和7年3月末現在）

2 対応

(1) 不法投棄対策関係

監視・指導体制と発見・通報体制を強化し、引き続き、ゲリラ投棄への対策を実施するとともに、警察及び市町村等の関係機関との連携を強化し、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進め、不法投棄等の撲滅を図る。

(2) 不適正残土対策関係

盛土規制法と残土条例により、不適正な残土事案に対して、発生初期段階の情報を廃棄物規制課に集約し、廃棄物規制課が関係機関と調整のうえ、関係機関合同による立入検査を実施するなど、事案の初期段階から、警察や市町村など関係機関と緊密に連携し、厳格に対応していく。

(3) 再生資源物の適正管理関係

警察や市町村など関係機関と連携して、各ヤードに立入検査を実施し、再生資源物の適正保管や囲いの可視化について指導するとともに、指導に従わず不適正な屋外保管を続ける事業者に対しては、行政処分を科すなど厳しく対処していく。

【参考資料】

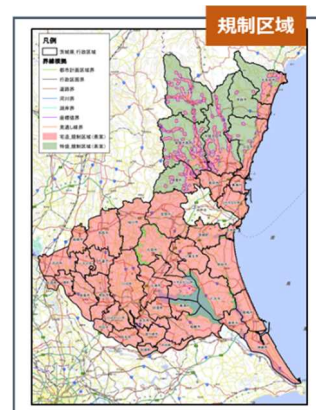
盛土規制法の運用開始に伴う執行体制の整備及び残土条例の一部改正内容について

1 盛土規制法の運用開始に伴う執行体制の整備

(1) 規制区域の指定

県内全域を規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）として指定し、危険な盛土等を包括的に規制する。

（指定時期）令和7年4月1日（盛土規制法の運用の開始）



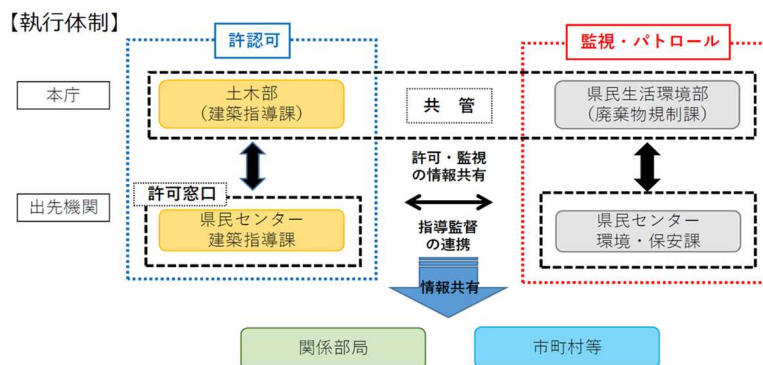
(2) 県の執行体制（土木部、県民生活環境部の共管）

●許認可（土木部（建築指導課））

出先機関（県民センター等）の職員を増員し、窓口・審査体制を強化

●監視・パトロール（廃棄物規制課）

出先機関（県民センター等）の職員を増員し、早期発見・指導体制を強化



2 残土条例の一部改正内容

(1) 改正の理由

残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえ、所要の改正を行ったもの。

(2) 改正の内容

①盛土規制法と重複する規制等の整理【一部改正】

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により県の条例より重い罰則を伴う規制が導入されたことを踏まえ、規制の目的及び内容が重複する規定を削除

②県の許可対象面積の引下げ（5,000㎡以上→3,000㎡超）【一部改正】

盛土規制法の特定盛土等規制区域については、許可対象面積が、原則3,000㎡超とされていることから、この盛土規制法の許可対象面積に合わせて、県残土条例の許可対象面積を5,000㎡から3,000㎡超に引き下げ。

③登録ストックヤード制度創設を踏まえた改正【一部改正】

国の登録を受けたストックヤード（※）に堆積された土砂等の規制緩和

※再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所

④市町村の独自規制を可能とする規定の追加【新設】

県の許可を要する面積の土地の埋立て等について、県条例より厳格な市町村条例の適用を可能とする規定を追加

新産業廃棄物最終処分場の整備について

資源循環推進課

1 現状

公共関与の産業廃棄物最終処分場エコフロンティアかさまの後継施設として、日立市諏訪町地内に新たな産業廃棄物最終処分場の整備を進めており、令和8年度末の供用開始を目指している。

2 取組状況

(1) 新産業廃棄物最終処分場

- ・事業主体である（一財）茨城県環境保全事業団が処分場本体工事を実施しており、令和6年度は、敷地造成工事（埋立地、浸出水処理施設敷地）と防災調整池の設置工事を実施
- ・令和7年度は、遮水工、浸出水処理施設の設置工事に着手予定

(2) 新産業廃棄物最終処分場周辺道路

- ・新設道路について、令和6年度は、（仮称）大久保町第2トンネル本体工事や橋りょう下部工事、道路改良工事等を実施
- ・令和7年度は、（仮称）大久保町第1トンネル本体工事や橋りょう上部工事等に着手予定
- ・県道日立常陸太田線の片側歩道整備及び油縄子交差点改良を実施

参考1： 整備スケジュール

年度			R6	R7	R8	R9 ~ R11
内容						
処分場	本体工事	造 成				供 用 開 始
		遮水工				
		浸出水処理施設				
		防災調整池				
	管理棟・外構・環境学習施設					
	上下水道					
新設道路工事						

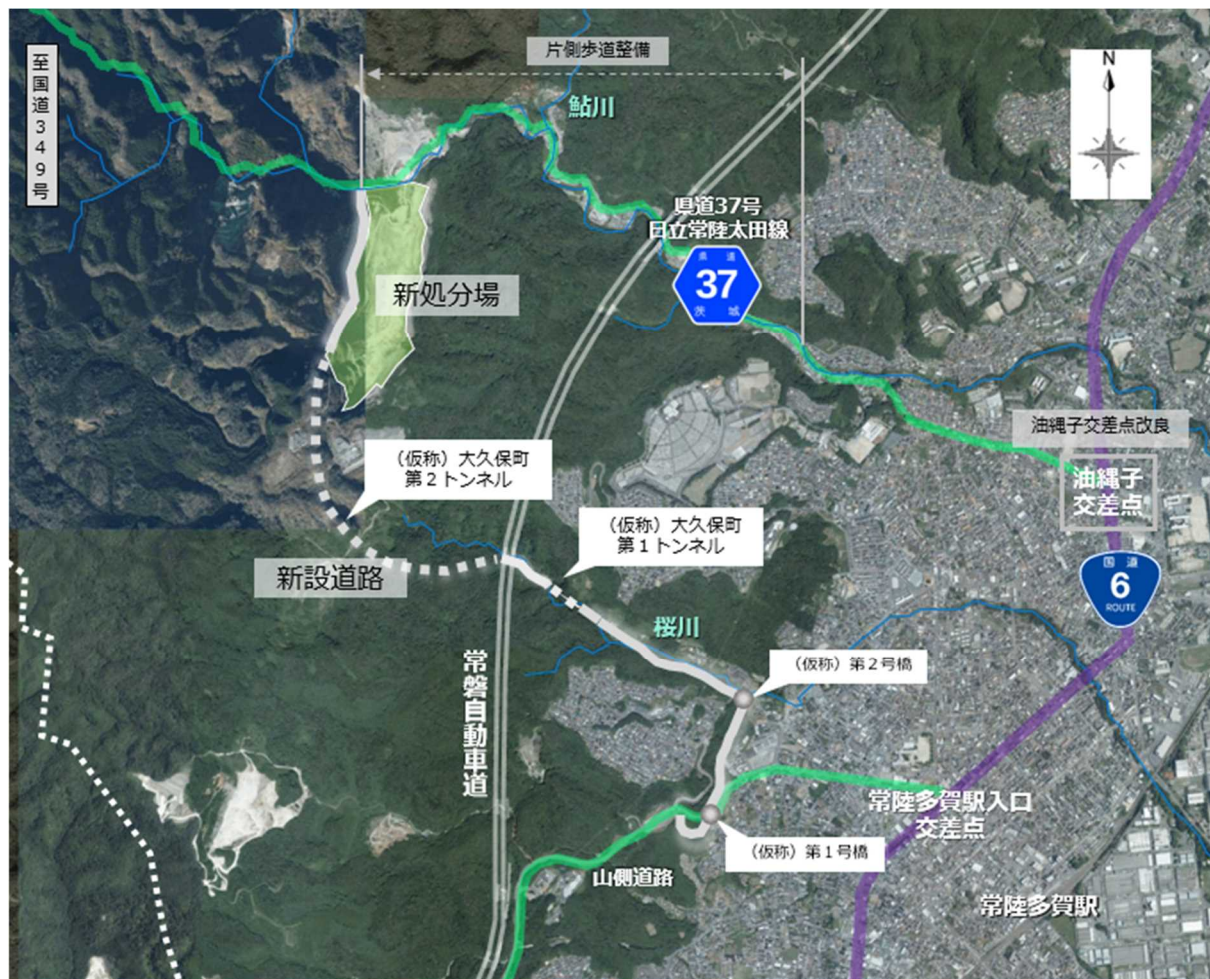
南側区画の遮水工及び浸出水処理施設第2調整槽等の整備

参考2： 新産業廃棄物最終処分場イメージ図



参考3： 新産業廃棄物最終処分場周辺道路整備概要

【位置図】



【新設道路概要】

- ① 道路種類 県道（日立常陸太田線）
- ② 事業区間 日立市大久保町～同市諏訪町
- ③ 延長 約4 km
- ④ 幅員 9 m（車道3 m×2、歩道2 m、路肩0.5 m×2）
- ⑤ 主な施設
橋りょう 2橋（第1号・第2号）
トンネル 2箇所（第1・第2）